

令和 4 (2022) 年度

国の施策等に関する提案・要望



夢を感動へ。感動を未来へ。



令和 3 (2021) 年 7 月

栃 木 県

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進に対しまして、日頃から深い御理解と温かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、本県では、感染の急拡大には至っていないものの、変異株への置き換わりが進むなど、危機的な状況が続いており、必要な感染防止対策を継続・強化しております。また、ワクチン接種につきましては、県営の接種会場を設置するなど、早期の完了に向けて市町と連携して進めております。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、オールとちぎで取り組んで参りますので、補正予算での対応を含め、効果的な施策展開が図れるよう、特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、栃木県では、今年度から県政の新たな基本指針である「とちぎ未来創造プラン」をスタートさせたところであり、昨年度策定した県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略（第2期）」と併せて、デジタル化の進展、コロナ後を見据えた「新たな日常」、SDGsへの対応といった視点も取り入れ、新しいとちぎづくりを進めております。さらに、来年には「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」と銘打った「国体・障スポ」イヤーの幕開けを迎えますことから、これを本県が更なる発展を遂げる絶好の機会とすべく、市町とともに取り組んでいるところであります。

この「令和4（2022）年度国の施策等に関する提案・要望」は、このような状況を踏まえ、新たな制度の創設や施策の推進、必要な財政措置など、地域の課題を解決するために是非とも御協力いただきたい事項についてとりまとめたものです。提案・要望の内容を十分に御理解いただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

令和3（2021）年7月

栃木県知事 福田 富一

目 次

新型コロナウイルス感染症対策特別要望

1	変異株対策について（内閣官房・厚生労働省）【新規】	1
2	医療機関への支援について（内閣官房・厚生労働省）	2
3	新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について （内閣官房・厚生労働省）【新規】	3
4	中小企業の資金繰り支援について（経済産業省）【一部新規】	4
5	サプライチェーン再構築支援について（経済産業省）	5
6	持続化給付金等の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限引上げについて （経済産業省）【一部新規】	6
7	雇用の維持・確保について（厚生労働省）【一部新規】	7
8	観光需要の回復について（総務省・内閣府・国土交通省）	9
9	外国人に対する感染予防対策の徹底等について（法務省）【新規】	10
10	児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について（文部科学省）	11
11	安全・安心な学習機会の提供について（文部科学省）【新規】	12

全体要望

◇ 次代を担う人づくり、健康でいきいきとした暮らしのために

12	子ども・子育て支援施策等の充実・強化について （内閣府・文部科学省・厚生労働省）【一部新規】	13
13	障害者への支援の充実について（厚生労働省）	15
14	地域医療確保対策について（厚生労働省・文部科学省）【一部新規】	17
15	介護人材の確保対策等について（厚生労働省）	19
16	きめ細かな指導ができる教育環境の整備について（文部科学省）【一部新規】	20
17	公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について（文部科学省）	22
18	教員免許に関する制度の見直しについて（文部科学省）【新規】	23
19	高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について（文部科学省・国土交通省）	24
20	外国人材の受入れと多文化共生施策について（法務省・総務省・文部科学省）	25
21	地方消費者行政の安定的な推進について（内閣府）	27

◇ 魅力ある多彩な産業の活力向上のために

22	農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化に向けた農業農村整備のための安 定的な財源確保等について（農林水産省）	28
23	経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化等について（農林水産省）	30
24	農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について（農林水産省）【一部新規】	32
25	農業生産性の向上に資する補助事業の目標年度の延伸等について（農林水産省）	34

26	野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について (農林水産省・環境省) -----	35
27	クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について (農林水産省・環境省) -----	37
28	特定家畜伝染病対策の推進について (農林水産省) 【一部新規】 -----	38
29	林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化推進について (農林水産省) 【一部新規】 -----	40
30	地籍調査の推進について (国土交通省) -----	42
31	よろず支援拠点の継続設置について (経済産業省) -----	43

◇ 安全・安心を実感できるように

32	大規模災害対策の推進について (内閣府・総務省) -----	44
33	安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について (財務省・国土交通省) 【一部新規】 -----	46
34	令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について (国土交通省) -----	48
35	河川・砂防事業の推進について (国土交通省) 【一部新規】 -----	49
36	ダム事業の着実な推進について (国土交通省) -----	51
37	幹線道路ネットワークの強化について (国土交通省) -----	52
38	直轄権限代行事業等による道路の機能強化について (国土交通省) -----	55
39	住宅・建築物の耐震化の推進について (国土交通省) -----	56
40	公共交通サービスの確保・充実について (国土交通省) -----	57
41	安定型最終処分場の許可基準について (環境省) -----	61
42	廃棄物処理施設整備 (課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業) 交付金について (環境省・内閣府) -----	62
43	放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について (環境省・農林水産省) -----	63

◇ 誇れる地域・豊かな自然を未来につなぐために

44	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政支援等について (文部科学省) 【一部新規】 -----	65
45	地方大学の振興への支援について (内閣官房・文部科学省) -----	67
46	グリーン社会の実現に向けた取組の推進について (環境省・経済産業省) 【一部新規】 -----	68
47	日光国立公園の魅力アップについて (環境省・国土交通省) -----	70
48	国際観光旅客税の地方への配分について (国土交通省) -----	72
49	リサイクル産業の理解促進と高度なリサイクルの推進について (環境省) -----	73

◇ 新たな自治の基盤づくりのために

50	地方創生及び地方分権改革の推進について (内閣官房・内閣府・総務省) -----	74
----	--	----

51	デジタル・トランスフォーメーションの推進等について	
	(内閣官房・内閣府・総務省) 【一部新規】 -----	76
52	地方税財源の充実・強化について(総務省) -----	78
53	地方税制度の見直しについて(総務省) -----	79
54	地方債制度の充実・強化について(総務省) 【一部新規】 -----	80
55	国庫補助制度の運用の見直しについて(内閣府・総務省・財務省・農水省) 【新規】	81
56	国会等移転の促進等について(国土交通省・内閣府) 【一部新規】 -----	82

(注) 【新規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

新型コロナウイルス感染症対策特別要望

【１】変異株対策について

所管省庁：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省 健康局

新型コロナウイルスの変異株に関する情報について、迅速かつ分かりやすく提供するとともに、地域におけるスクリーニング検査やゲノム解析も含む行政検査の検査費用について、試薬の配分等も含め国の全額負担で実施できる体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルスの様々な変異株について、科学的・専門的情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方針を示すこと。
- 2 新たな変異株に関して、必要に応じて地域における感染状況を速やかに把握できるよう、スクリーニング検査やゲノム解析も含む行政検査の検査費用について、試薬の配分等も含め国の全額負担で実施できる体制の整備を図ること。

【提案・要望の理由】

- 変異株の拡大について、強く警戒をしているところであるが、その感染性の強さや重症化のしやすさなどについて、報道は多くなされているものの、科学的・専門的情報を国として分かりやすく提供しているとは言えない状況です。
- R.1 系統の変異株（E484K がある変異株）等の注目すべき変異株については、その疫学的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされているが、都道府県に対して具体的な指示がなく、県として独自に検査・解析を行う必要性の判断が難しい状況です。
- 国は、変異株の種類により、入院時の取扱いを変えるよう求めているが、株の特定にはゲノム解析が必要であり、速やかに対応方針を決定するためには、地域でゲノム解析を行う体制を整備する必要があります。
- ゲノム解析を含む行政検査の検査費用については、その2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担し、その上で、地方負担分については、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において行政検査の地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっていますが、財源としての確実性を高めるため、臨時交付金の交付対象事業への位置づけ又は感染症予防事業費等負担金の補助割合の引き上げが必要です。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【２】医療機関への支援について

所管省庁：内閣官房
厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進室
医政局
健康局
保険局

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が不定期で押し寄せることが危惧されることから、想定される課題に対応し、地域医療が安定的に提供されるよう、引き続き、医療機関に対する支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等に速やかに対応できる病床や宿泊療養施設を十分に確保するため、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、国の責任において空床補償をはじめ必要な財源を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などにより引き続き確保すること。
- 2 本感染症が医療機関の経営に与えた影響は甚大であり、対応の長期化による更なる経営の悪化が懸念されることから、地域の医療提供体制が危機的状況に陥ることがないように、診療報酬の更なる引上げや融資制度における優遇措置など、医療機関に対する継続的かつ多様な財政支援策を講じること。

また、支援の実施に当たっては、手続の煩雑さにより、医療機関に過大な事務負担が生じたり、支援に遅れを来したりすることがないように、その簡素化などに配慮すること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が十分に進まない中、今後も感染が急拡大する可能性があり、また、いまだ有効な治療薬がないことから、引き続き、適切な入院医療を提供するための病床の継続的な確保をはじめ、必要な財源の支援を国に求めるものです。
- 地域における安全・安心を確保するためには、地域医療の持続的な提供が重要な要素の一つとなりますが、本感染症の対応等により、医療機関は経営面で甚大な影響を受けており、経営の安定化を図ることが喫緊の課題であることから、国による継続的な支援を求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕

【3】新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について

所管省庁：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省 健康局

新型コロナウイルスワクチンの接種について、各自治体や職域接種を行う企業等において円滑に実施できる体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 ワクチン接種の加速化に向け、企業や大学等が職域接種に取り組みやすい環境づくりのため、通常の予防接種での対応を超える経費（感染防止、会場借り上げ、会場の運営に必要な経費等）についても国負担とすること。
- 2 ワクチン接種記録システム（VRS）について、迅速かつ確実な入力が進むよう、接種現場における作業を極力省力化し、負荷軽減を図ること。
- 3 接種を行う医師が接種実施の判断に迷った際に相談することができる全国統一の窓口を設置すること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、市町はもとより、県営のとちぎワクチン接種センターを開設するなど、県全体でワクチン接種に取り組んでいるところですが、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の更なる加速化を図っていくため、企業や大学等の職域（学校等を含む）単位でのワクチン接種も開始されたところです。職域接種の場合、接種費用（2,070円/回・通常期）以外の費用は職域接種実施主体の負担とされていますが、より多くの企業や大学等での職域接種を促進していくためには、経費負担面での不安を解消する必要があります。
- ワクチン接種記録システム（VRS）への入力は、正確な接種の進捗状況の把握・周知や県民の感染症に対する不安や懸念の払拭に重要である一方、接種券の読み取りや確認に一定の手間が生じている状況であり、接種現場における迅速かつ確実な接種記録を進めていくためには、より一層の省力化による負荷軽減が必要です。
- 接種を行う医師は、接種を行う前に予診票の確認、問診、検温及び診察を行い、接種不適合者や接種要注意者に該当するか否かを判断しますが、新型コロナウイルスワクチンは新たな技術を活用して製造されたものであり、これまで日本で承認されたワクチンとは大きく性質が異なるため、接種実績が限られる状況では医師が判断に迷う場合があることから、こうした相談に対応できる全国統一の窓口の設置が求められます。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【４】中小企業の資金繰り支援について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

セーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証の指定期間を延長するとともに、利子補給や信用保証協会への損失補償に係る財源確保や、政府系金融機関における資本性劣後ローン等の融資制度の充実・強化により、中小企業等における資金繰りを支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- １ コロナ禍において依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、セーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証の指定期間の延長を行うとともに、利子補給や信用保証協会への損失補償に係る財源を確保するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
- ２ また、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者の経営改善や事業再生の後押しとなるよう、政府系金融機関における資本性劣後ローンなどの融資制度を充実・強化させること。

【提案・要望の理由】

- ２度目の緊急事態宣言が解除され、ワクチンの接種も開始されていますが、変異株の感染が拡大するなど、未だコロナ禍の収束が見通せず、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種で売上の減少が続いており、中小企業者は依然として厳しい経営を強いられています。
- 中小企業者がこうした経済的ダメージから脱するには、相当の時間を要することから、地域経済の担い手となる中小企業者への中・長期的な支援が必要です。
- 今後の中小企業者の経営安定化に向け、セーフティネット保証４号、５号及び危機関連保証の指定期間の延長により中小企業者の資金調達を支援するとともに、中小企業者の金利負担軽減や信用保証の促進による円滑な融資を図るため、利子補給や信用保証協会への損失補償に係る財源を確保することを要望します。
- また、感染症の影響により、深刻な経営環境にある中小企業者が、危機を脱して、経営の健全性を保ちながら事業を継続していけるよう、政府系金融機関における資本性劣後ローンなどの融資制度の充実・強化を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【５】 サプライチェーン再構築支援について

所管省庁：経済産業省 経済産業政策局

製造業におけるサプライチェーンの再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 サプライチェーンを強靱化するため、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業におけるサプライチェーン再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内における生産拠点等の整備を進めることにより、製品や部品等の円滑な供給を確保する必要性が高まっています。
- また、令和元年東日本台風など近年多発する自然災害や感染症等のリスクを大きく分散し、サプライチェーンの多角化が図られる取組を進めていくことも重要です。
- 加えて、半導体不足により、自動車産業関連の工場が停止するなど、サプライチェーンの脆弱性を原因とした新たな脅威も発生しており、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、引き続き自動車や航空機に代表される製造業への影響が懸念されています。
- そこで、サプライチェーンを強靱化するため、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業における新型コロナウイルス感染症等のリスクに対応したサプライチェーンの再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続することを要望します。

県所管部課：産業労働観光部 産業政策課
工業振興課

【6】持続化給付金等の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限 引上げについて

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限引上げ等、厳しい経営状況にある事業者に対して実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少するなど、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続を下支えするため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限引上げなど、実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- ワクチン接種は開始されたものの、接種率が期待されたように進まない中、変異株の感染が拡大し、新規感染者数が増加傾向にあるなど、コロナ禍の収束が見通せず、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種で売上が減少しており、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営を強いられています。
- こうした事業者の事業継続を下支えするため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限引上げ等、実効性のある対策を講じるよう要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【7】雇用の維持・確保について

所管省庁：厚生労働省 職業安定局

新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立たず、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金の特例措置の柔軟な対応に努めるほか、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、マッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。

また、就職活動に制限を受ける学生の就職に支障が生じることがないように十分な支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 雇用調整助成金の特例措置については、5月から縮小され、以降も段階的に縮小する方針が示されているが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、雇用環境への影響は更に長期化すると思われることから、経済や雇用情勢等を踏まえ、柔軟に延長等の対応を図ること。
- 2 一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。
- 3 就活学生の不安感を軽減できるよう採用人数の確保を経済団体や企業に求めるとともに、学生と企業のマッチング機会を積極的に創出するための地方公共団体の取組に対して、十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域の事業主や生産指標3か月平均が前年同月比30%以上減少している事業主に対し特例があるものの、原則的な措置として5～7月は縮小され、以降も段階的に縮小する方針が示されています。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にある中、雇用情勢への影響は、経済状況から遅れて反映されることから、特例に限らず原則的な措置として柔軟な延長対応について要望します。
- また、産業雇用安定助成金については、人材の送り出し企業と受入れ企業間の調整に、相当な時間と手間を要することから、マッチングを行う公益財団法人産業雇用安定センターによる機能強化を要望するとともに、制度の周知広報、相談体制の充実を図ることを要望します。
- さらに、合同企業説明会等の開催中止、一部大企業における採用計画の見直しや採用活動の中断など、第二の就職氷河期が到来しかねない状況にあることから、採用人数の確保を経済団体や企業に求めるとともに、学生

と企業のマッチング機会を積極的に創出するための地方公共団体の取組に対する十分な財政措置を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 労働政策課〕

【８】観光需要の回復について

所管省庁：総務省自治税務局
内閣府地方創生推進室
国土交通省観光庁

宿泊施設に対する固定資産税等の軽減措置を令和４年度以降も継続するとともに、地方税の減収分を確実に補てんするほか、観光地の復興は中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を柔軟な基金造成が可能となる交付金制度とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 宿泊施設に対する固定資産税等の軽減措置は令和３年度に限られているが、宿泊施設においては、固定資産税の負担が大きいことから、引き続き、固定資産税等の軽減措置を図るとともに、地方公共団体の税の減収分については、国が確実に補てんすること。
- 2 深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を自由度が高く、柔軟に基金造成ができる交付金制度とすること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い観光関連産業は甚大な影響を受けており、観光関係団体や商工団体から、積極的な支援を求める切実な声が届いております。
- 特に、宿泊施設においては、広大な土地と大規模な施設を有しているところが多く、固定資産税の負担が大きいため、令和４年度以降も引き続きその軽減を行うことが求められています。
- また、今後のインバウンド需要の回復をも見据え、深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、自由度が高く、基金造成が可能となる交付金制度とする必要があります。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

【９】外国人に対する感染予防対策の徹底等について

所管省庁：法務省 出入国在留管理庁

外国人に対し、感染防止対策等の更なる徹底に努めるほか、ワクチン接種のためのコールセンターにおける多言語対応などの環境整備を図るとともに、通訳者等の雇用などに要する経費について財政措置を講ずること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 入国時における水際対策の徹底や、大使館等を介した感染防止策の周知など、外国人に対する感染防止対策等の更なる徹底を図ること。
- 2 外国人を雇用する派遣事業者や派遣先について、業種別ガイドラインを策定するなど、感染防止対策の徹底を図ること。
- 3 ワクチン接種のためのコールセンターでの多言語対応などの環境整備を図るとともに、通訳者等の雇用や多言語化等に要する経費について財政措置を講ずること。

【提案・要望の理由】

- 在住外国人の感染が各地域で拡大しており、本県においても外国人を含むクラスターが複数発生するなど、外国人感染者の増加が顕著であります。
- そのため、本県では、「とちぎ外国人相談サポートセンター」や「新型コロナウイルス相談ホットライン」による相談対応、メールやSNS等を活用した呼びかけ、関係大使館等への協力依頼を行うなど、外国人への周知徹底に努めてきました。
- しかしながら、外国人によるクラスターが多数発生するなど感染が高止まりとなっていることから、入国時における水際対策の徹底や、大使館等を介した感染防止策の周知など、外国人に対する感染防止対策等の更なる徹底を求めるものです。
- また、外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、感染防止対策の徹底を求めるものです。
- さらに、外国人住民への適切なワクチン接種のため、コールセンターでの多言語対応などの環境整備を図るとともに、地方自治体が行う通訳者等の雇用や多言語化等に要する経費について財政支援を求めるものです。

〔県所管部課：産業労働観光部 国際課〕

【10】児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大が懸念される中、児童生徒が校内外でICTを活用した多様な学習ができる環境を円滑に整備できるよう、県立高校における一人一台端末の整備、機器の維持・充実や定期的な更新、更には教員研修等を担うデジタル人材の確保に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の更なる拡大が懸念される中、全ての児童生徒が校内外どこでも円滑に学びを継続できるよう、県立高校においても小中学校と同様に一人一台端末となるよう未整備分の端末整備に必要な財政措置を講じること。
- 2 GIGAスクール構想に基づき、タブレット端末や校内通信ネットワークが整備されたところであるが、今後、児童生徒一人一人がこうした機器をより効果的・継続的に活用できるよう、その維持・充実や定期的な更新、更には教員研修等を担うICT支援員等の確保に係る経費について必要な財政措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の更なる拡大による学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が再度必要となった場合等に備え、ICTを活用した自宅等での学習環境を整えておく必要があります。
- 令和2年度中に、GIGAスクール構想に基づく補助事業により小中学校では一人一台端末が整備され、県立高校では各校とも1/3の生徒分の端末が整備されましたが、残りの2/3の生徒分は未整備の状態です。
- また、今後、ICT機器の維持・充実や更新、ICTの更なる活用に向けた教員研修等のためのICT支援員等の人材確保が必要であり、それら経費の確保が課題となります。
- そこで、教育の情報化における先進的・先端的取組を推進するための補助金事業の継続と、必要な予算措置を要望するものです。

{	県所管部課：教育委員会事務局	総務課
		義務教育課
		高校教育課

【11】安全・安心な学習機会の提供について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や教員の働き方改革に資するスクール・サポート・スタッフの配置、感染予防対策としての修学旅行の延期や中止への対応など、安全・安心な学習機会の提供について、必要な財政的支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底するため、消毒作業等を行うスクール・サポート・スタッフの配置に対して、引き続き財政的支援を行うこと。あわせて、教員の働き方改革を更に推進するため、市町が独自に配置するスクール・サポート・スタッフの配置についても財政的支援を行うこと。
- 2 修学旅行の延期や中止により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、令和4(2022)年度も引き続き財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 令和2(2020)年度に配置したスクール・サポート・スタッフにより、校内での消毒作業等の新型コロナウイルス感染症対策が強化されるなど、児童生徒の学びの保障、安全な学習環境の整備に大きな効果を挙げたところです。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況が予断を許さない中、今後も感染拡大を防止するための取組を講じるとともに、児童生徒の学びを保障し、安心して学べる学習環境を整備する必要があることから、引き続きスクール・サポート・スタッフの配置への財政的支援を要望するものです。
- また、現在は、県においてスクール・サポート・スタッフを配置する場合のみ財政的支援の対象となっていますが、教員の働き方改革を更に推進するため、市町が独自に配置するスクール・サポート・スタッフについても、財政的支援を要望するものです。
- 修学旅行は、学習指導要領上、特別活動の中の学校行事に位置づけられ、学校の教育活動の一環として重要なものでありますが、修学旅行の実施や行き先は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先とし、適切に判断すべきものです。感染状況によってやむなく修学旅行の延期や中止をすることもあり得ることから、そのような場合におけるキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、財政的支援を要望するものです。

県所管部課：教育委員会事務局

義務教育課
高校教育課
学校安全課
特別支援教育室

全 体 要 望

【12】子ども・子育て支援施策等の充実・強化について

所管省庁：内閣府 子ども・子育て本部
文部科学省 初等中等教育局
厚生労働省 子ども家庭局
保 険 局

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなどの質の向上を図るため、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
また、幼児教育・保育の無償化の推進に当たっても、地方負担分も含めた必要な財源の確保を今後も確実に行うこと。
- 2 未就学児から就学児へと切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 子ども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費における職員配置基準を引き上げるとともに、児童相談所の専門性強化について十分な財政措置を講じ、さらに児童福祉施設整備に要する支援制度を拡充すること。
- 4 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全て廃止するとともに、子ども医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中、感染への不安やリスクを抱えながら、子どもたちの保育や預かり、養育・ケア等の社会的に重要な役割を担っている保育施設や放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員の意欲の維持・向上を図るため、介護・障害分野と同等の慰労金を支給するとともに、引き続き処遇改善等の取組を進めること。
- 6 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、顕在化、深刻化しているひとり親家庭の経済的困窮や子どもの貧困等に対し、経済的支援はもとより、それぞれのひとり親家庭の実情に応じた各種相談や支援の取組を実効性あるものとするため、必要となる人材の配置や育成に係る財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 少子化の進行が国民生活全般に大きな影響を及ぼす重大な課題となっている中、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の推進に当たって、教育・保育の量的拡充と質的向上を図るため、十分な財源が確保される必要があります。

- また、いわゆる「小1の壁」が拡大し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが一層重要となることから、放課後児童クラブの整備促進と利用料無償化などの経済的負担の軽減を図る必要があります。
- さらに、援護を必要とする児童については、児童相談所などの関係機関が連携して地域における相談支援体制を強化していくとともに、社会的養育推進体制の充実を図る必要があります。
- 市町の状況に左右されずに、子どもの疾病の早期発見・早期治療の促進と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の責任において医療費助成制度を構築する必要があります。
- 長期化する新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中、保育施設や放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員は、3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しい状況下にあって、感染への不安やリスクを抱えながらも、子どもたちの健康や安全に気を配り、その社会的使命を果たそうと努めており、引き続き、担い手の確保と保育等の資質向上のためにも、更なる処遇改善の取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ひとり親家庭等の経済的困窮や子どもの貧困などがより一層顕在化、深刻化しており、国からは各種施策が打ち出されているが、施策を実施する現場においては、必要な人材が確保できていない状況である。それらの施策を実効性のあるものとするため、国の責任において、適切な相談支援ができる人材の配置等に係る財源が確保される必要があります。

【13】 障害者への支援の充実について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
保 険 局

障害者が必要な支援を受けながら、地域において健やかに安心して暮らすことができる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 重度心身障害者の自立と社会参加が促進されるよう、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
- 2 障害者や障害児に対し、適切な処遇やサービスを提供するため、報酬制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法に基づく必要な休暇の付与等にも対応した人材確保対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 1 重度心身障害者医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
 - 重度心身障害者を対象とした医療費助成事業については、市町村が重度心身障害者の健康の保持・増進等を図る観点から実施する助成事業に対し、都道府県が助成を行っているところです。
 - しかしながら、国では、現物給付方式による医療費助成の取組について、未就学児までを対象とした減額調整措置は行わないこととしていますが、小学校就学後については国民健康保険の国庫負担を減額する措置を講じています。
 - 現物給付方式は、傷病の早期発見や迅速な対応につながり、重度心身障害者の自立と社会参加を促進するものであることから、国は地方と一体となって拡充強化を図っていくべきであり、基礎疾患を有する割合の高い障害者への医療提供体制を維持し、自治体の財政の安定化を図るため、自治体が行う重度心身障害者医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望します。
- 2 働き方改革関連法施行に伴う人材確保対策及び報酬制度の柔軟な運用
 - 障害福祉サービス事業所等においては、夜勤、宿直などの変則勤務がある中、自傷他傷を伴う強度行動障害など様々な障害特性のある利用者に対し、適切な処遇を提供する必要があります。
 - また、新型コロナウイルス感染症予防のため、事業所内の消毒の徹底や利用者の体調管理など、従前よりも業務量が増加しています。
 - このような中、平成 31（2019）年 4 月 1 日から順次施行されている働き方改革関連法に基づき必要な休暇を職員に付与するなどにより、職員の適正配置が困難になり、利用者処遇の質の低下が懸念されます。

- このため、処遇改善加算制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法の規定にも対応した上で適正配置が可能となるよう人材確保対策を要望するものです。

〔 県所管部課：保健福祉部 障害福祉課
国保医療課 〕

【14】 地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医 政 局
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、医師不足の改善等に向け、抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」等の議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が、地域の実情を反映した実効性のあるものとなるよう、また医師確保対策が効果的なものとなるよう支援の充実を図ること。
- 2 平時はもとより、新興感染症の流行や災害時等においても、十分な対応が可能な地域医療提供体制の確保を図るため、必要とする全ての医療機関を対象として施設・設備の整備を促進することができるよう、医療提供体制の整備に対する支援の充実を図ること。
- 3 救急医療体制・周産期医療体制の維持・確保を図るため、医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額及び国庫補助率の引上げを図ること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、医学部入学者への地域枠の設置や、産科、小児科等の診療科を希望する医学生を対象とした修学資金貸与制度などにより、医師不足の解消のため各種の施策を展開して参りました。しかしながら、医師の人材確保については、広域的又は全国レベルでの調整が必要と考えられ、本県のみでの対応には限界があります。
- そこで、厚生労働省の医師需給分科会等における議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が実効性を伴うものとなるよう支援の充実を求めるものです。
- 加えて、新興感染症の流行や災害時等においても十分対応可能な医療提供体制が確保できるよう、医師の不足や地域偏在に対する有効な施策と着実な実施について支援の充実を求めます。
- また、東日本大震災をはじめ近年多発する自然災害等を踏まえ、平時はもとより、災害時においても地域における医療機能を維持し、救急患者の受入れ等に支障が生じることのないよう万全の対策を講じておく必要があります。

については、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設の耐震化や自家発電設備等の整備、有床診療所等を対象としたスプリングラーの設備整備の促進を図るなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を求めるものです。

- 更には、新型コロナウイルス感染症への対応との両立が求められる中で、厳しい経営環境にある救急・周産期医療機関の長期的な経営の安定化を図り、将来にわたり救急医療体制・周産期医療体制を維持・確保していくため、医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額及び国庫補助率の引上げを求めるものです。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕

【15】介護人材の確保対策等について

所管省庁：厚生労働省 社 会 ・ 援 護 局
老 健 局

安定的な介護人材の確保と介護職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、介護人材確保対策事業の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護人材に対する更なる処遇改善に引き続き取り組むこと。
- 2 介護人材の確保に当たっては、介護職の正しい理解とイメージアップを図るため、国を挙げて積極的に取り組むこと。
- 3 外国人材が介護現場に参入しやすい環境を整備するとともに、働きやすい環境で定着が図られるよう、事業所の受入れ体制の整備に対する支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、一層の介護人材不足が懸念されております。
- 介護人材の処遇については、これまでの介護報酬の改定により、賃金の改善が図られたところですが、競合他産業との賃金差をなくし、介護人材の安定的な確保・定着を図るためには、引き続き処遇改善に取り組む必要があります。
- 介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージがあることから、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっているため、全国的なイベントや政府広報、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性、魅力等を伝える事業展開など、国を挙げた取組が必要です。
- また、出入国管理及び難民認定法等の改正を受け、平成 31(2019)年 4 月、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことから、外国人材の介護現場への参入をより一層促進し、外国人が安心して暮らし、働けるよう、国の責任において受入れのための総合的な対策を講じる必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 高齢対策課〕

【16】 きめ細かな指導ができる教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

きめ細かな生徒指導や学習指導、給食管理の徹底や食育の推進、特別支援教育や教育相談体制の充実を図るための人材確保の観点から、「義務教育標準法」の改正や加配教員の増員を行うとともに、児童生徒の障害の状態等に応じた施設整備による教育環境の適正化も含めて、必要な財政的支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「義務教育標準法」の改正により、中学校においても 35 人以下学級を実現するとともに、学校教育上の様々な課題に対応するための加配教員の増員及び必要な財源を確保すること。
- 2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数の標準を見直すとともに、栄養教諭等の加配教職員定数を改善し、増員を図ること。
- 3 特別支援学級の学級編制の標準の引下げや特別支援教育コーディネーターの専任化を図るとともに、看護師の配置に必要な財政的支援の充実を図ること。
- 4 小・中・高校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。
- 5 特別支援学校において、今後、国設置基準を踏まえた教育環境の適正化を図るための施設整備について、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 学習指導要領の円滑な実施や生徒指導及び学習指導の充実等への対応が求められる中、全国的な教育水準を確保するためには、「義務教育費国庫負担法」に基づき、国の責務において少人数教育を実施できるよう財源を確保する必要があります。中学校における少人数学級についても実施が不可欠であることから「義務教育標準法」の改正による実現を要望します。
- また本県では、これまでも加配教員の活用により、インクルーシブ教育システムを推進するとともに、生徒指導上の諸問題への対応など、各学校における課題の解決に向けて取り組んできたところですが、今後も、その方向性を堅持し、推進していくためにも、国において加配教員の増員を図ることを要望します。
- 栄養教諭等については、栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の指導の徹底に加え、食物アレルギーや肥満、偏食等、児童生徒へのきめ細かな対応が求められている中、現行の「義務教育標準法」における定数の標準では、十分な対応が行えない状況にあることから、栄養教諭等の定数の標準の見直し並びに加配教職員定数の改善による栄養教諭等の増員を図る必要があります。
- 特別支援学級の児童生徒は、障害の状態が多様化・重度化していること

から、学級編制の標準を引き下げることや、特別支援教育コーディネーターを「義務教育標準法」に位置付けた上で専任化を図るなど、発達障害児等への指導体制をより一層充実させ、一人ひとりに合った適切な対応を行う必要があります。

- また、特別支援学校等においては、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが求められていることから、医療安全を確保するため、「切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケアのための看護師配置）」の更なる拡充など、看護師の配置に必要な財政的支援の充実が不可欠です。
- 現在、いじめや不登校、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業など、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談がますます重要となる中、本県では、国の事業を活用してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、児童生徒の問題行動等の解消に向けた様々な施策を展開しているところです。
- しかしながら、スクールカウンセラーについては、小・中学校における1校当たりの勤務時間数の確保に課題があること、高等学校における配置が限定的であることなど、各学校のニーズに沿うには十分とはいえない状況であり、また、スクールソーシャルワーカーについては、一校当たりの配置時間が不十分であることや、技術と経験を備えた人材を確保する必要があるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実が必要です。
- 特別支援学校における普通教室の使用について、現在は、児童生徒の実態等を十分に検討した上、教育課程の実施に支障のない範囲で、工夫して対応していますが、国の設置基準が策定される際には、あわせて、教育環境の適正化を図るための施設整備に係る財政的支援を要望します。

県所管部課：教育委員会事務局

学 校 安 全 課
義 務 教 育 課
高 校 教 育 課
特別支援教育室

【17】 公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房
文教施設企画・防災部

地域の実情に応じた計画的な公立学校施設整備が促進されるよう十分な財源を確保するとともに、老朽化の対策等、学校施設の環境改善について、国庫負担制度等の拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 老朽化対策事業や衛生環境改善等を促進するため、令和4(2022)年度当初予算において、各自治体が計画したとおりに事業を推進することができるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 大規模改造事業について、改修部位ごとに対応できるよう補助対象事業の適用範囲を拡大するなど国庫負担制度の拡充を図るとともに、大規模改造事業（老朽）については、令和5(2023)年度以降も補助制度を継続すること。
- 3 公立高等学校の老朽化対策等の事業に対し、起債措置等の財源支援措置の拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

- 喫緊の課題である公立学校施設の老朽化対策等について、令和2(2020)年度第3次補正で措置された防災・減災国土強靱化予算を積極的に活用して進めているところですが、当初予算額で比較すると、令和3(2021)年度は前年度から減額となっていることから、今後の事業推進への影響を懸念しています。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症を予防する観点から、公立学校施設における衛生環境の改善についても早急な実施が必要と考えています。
- 地方財政がより一層厳しい状況になる中、必要な学校施設整備を計画的に推進するためには、関係省庁の調整・連携を適切にいただき、各自治体を実施する施設整備に必要な財源を、当初予算において十分に確保することが必要不可欠であり、これを強く要望します。
- また、長寿命化改良事業において、令和2(2020)年度から外部全体改修工事のみでも補助対象とする制度に拡充されましたが、屋上防水や外壁、内装工事等の単体工事は依然として補助対象外であり、老朽化の進行や市町村の財政状況に応じた効果的・効率的な対策を進めていく上で、これらも補助対象とするよう要望します。
- 大規模改造事業（老朽）については、令和4(2022)年度限りで廃止するとされていますが、予防的な内外部改修の実施に不可欠であることから、令和5(2023)年度以降も継続するよう要望します。
- 併せて、公立高等学校においても、老朽化対策等は小中学校と同様に今後の大きな課題であり、計画的な改修を着実に進めていくためにも、起債措置等の財源支援措置の拡充を要望します。

【18】教員免許に関する制度の見直しについて

所管省庁：文部科学省 総合教育政策局

教員免許更新制については、必要な教員数の確保とその資質・能力の確保とを両立し、且つ教員の負担を軽減する観点から、抜本的な見直しを図ること。また、高等学校教諭免許状「情報」を取得しやすい環境を整えること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 公立学校教員が免許更新の失念等により失職する現行制度について、本来の更新制の趣旨を鑑み、見直しを図ること。
- 2 免許状更新講習についての実施方法の柔軟性の向上や、免許状更新講習の免除対象者の拡大等により、講習受講者の負担軽減を図ること。
- 3 高等学校教諭免許状「情報」取得のための現職教員等講習会を実施すること。
- 4 教員が、高等学校教諭免許状「情報」取得のために大学等の授業を履修する際に、必要な受講料の負担を軽減するための支援制度を創設すること。

【提案・要望の理由】

- 教員免許更新制は不適格教員の排除を目的としたものではないとする一方、公立学校教員が免許更新の失念等により失職する事例が全国で散見されます。このように、更新手続のミスが教員としての身分に加え、公務員としての身分をも喪失する結果をもたらすことについては疑問が残るため、今一度慎重な検討を求めます。
- 教員免許更新制については、教員の資質及び能力の保持を目的とする一方、教員にとって経済的・物理的な負担が生じているほか、臨時的任用教員等の人材確保に影響を与えている等の課題があります。
- 特に退職教員の教員免許が未更新であることにより臨時的任用職員等としての採用が困難となりかねないことから、免許状更新講習についての実施方法の柔軟性の向上や免許状更新講習の免除対象者の拡大により、講習受講者の負担軽減を図り、以て退職教員の活用に資することを求めます。
- これらは、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の検討結果の方向性とも合致するものと考えます。
- また、高等学校教諭免許状「情報」を取得できる大学等が地方には少ない状況もあり、取得するためには教員に負担を強いることとなっており、免許取得を促すための国の方策が必要です。
- 当該教科の教員不足を解消するため、平成12年改正教育職員免許法附則第2項に規定する現職教員等講習会と同等の効果を有する講習会の実施や、大学等の授業を履修する際に必要な受講料の負担を軽減するための支援制度の創設を求めます。

県所管部課：教育委員会事務局	義務教育課
	高校教育課

【19】 高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁
国土交通省 気 象 庁

部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実やきめ細かな気象情報の提供、登山部活動において外部人材を活用するための予算措置など、高校生の山岳事故防止対策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高校生の登山等の安全確保に関する部活動の顧問等を対象とした研修体制の更なる充実を図ること。
- 2 雪崩等の気象災害に関する詳細な予報システムの開発やきめ細かな気象情報の提供を図ること。
- 3 高等学校登山部顧問の人材不足を解消するため専門的な知識を有する外部人材を活用するための予算措置を図ること。

【提案・要望の理由】

- 平成 29 (2017) 年 3 月 27 日に那須町で発生した雪崩事故においては、生徒 7 人と引率の教員 1 人が亡くなるとともに、数多くの生徒、教員が負傷しました。
- 平成 29 (2017) 年 10 月には、那須雪崩事故検証委員会から報告書が提出され、事故発生原因や課題等が指摘されるとともに、事故を繰り返さないための 7 項目の提言がなされており、当該提言には、県における取組に加え、気象災害が想定される際の予報システムの開発など国の支援を要するものも含まれています。
- 国立登山研修所においては、登山部顧問を対象とした研修の充実・強化が図られてきたところですが、近年、登山経験の無い教員が顧問となることもあり、引率者の果たす役割が極めて大きい登山においては、引率者のキャリアアップは喫緊の課題でもあります。
- また、スポーツ庁が設置した「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」においては、豊富な知識と経験を有する教員を顧問に配置できない場合は、外部指導者を配置するなどして、リスクマネジメント能力が高められるような指導環境を整えるよう報告されております。
- 本県においては、検証委員会の提言を受け、平成 30 (2018) 年 1 月に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を策定し、事故の再発防止に向け、指導者の資質の向上や登山アドバイザーの派遣などに取り組んでいるところであり、国におかれましても高校生の安全な登山活動を推進するため、引き続き高校生の山岳事故防止対策の充実強化に取り組まれるようお願いいたします。

県所管部課：教育委員会事務局 学 校 安 全 課
スポーツ振興課

【20】 外国人材の受入れと多文化共生施策について

所管省庁：法 務 省 出入国在留管理庁
総 務 省 自 治 行 政 局
文部科学省 初 等 中 等 教 育 局

新たな在留資格である「特定技能」による外国人労働者の受入れ拡大を契機に、全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を行うとともに、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となつて行うとともに、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。
- 2 全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを、国が主体となつて構築すること。
- 3 日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等された技能実習生等に対する地域の実情を踏まえた雇用維持支援体制を速やかに構築すること。

【提案・要望の理由】

- 本県では海外展開を目指す企業等の人材確保支援のため、外国人留学生等のグローバル人材と企業とのマッチングを実施しています。一方、製造業や農業など人手不足に悩む分野において、技能実習生などの外国人の活用が進んでおり、更に、平成 31(2019)年 4 月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加することが想定されます。
- 外国人材の活用は、地域経済の持続的発展のためには意義を持つものがありますが、一方で外国人が地域社会において日本人と共に生活していくためには、多文化共生の社会づくりへの取組が重要です。
- このため本県では、企業や業種ごとの団体を構成員とする「とちぎ外国人材活用促進協議会」を令和元(2019)年 6 月に設立し、外国人材の適切な活用と受入れについて関係者が協議し、情報共有を図っています。
- 自治体における多文化共生の取組の指針については、令和 2(2020)年 9 月に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しましたが、全ての外国人が安全・安心に働いて生活するためには、多言語による行政、生活、防災、医療、保健、福祉などの情報やサービスの提供が必要となるため、これら環境整備を国が責任を持って行うとともに、自治体が行う施策に対する財政措置を早期に求めるものです。

- さらに、全ての外国人が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要があります。
- 本県の公立学校においては、日本語指導を要する外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けていない外国人児童生徒が約2割いるという実態があり、日本語指導を要する外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保することが必要不可欠となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生や特定技能外国人に対し、在留資格の特例措置が講じられたところではありますが、地域の実情を十分に踏まえながら、関係省庁と連携して実効性のある雇用維持支援体制を速やかに構築する必要があります。

〔 県所管部課：産業労働観光部 国 際 課
教育委員会事務局 義務教育課 〕

【21】 地方消費者行政の安定的な推進について

所管省庁：内閣府 消費者庁

消費生活相談体制の充実・強化や効果的な消費者教育・啓発の実施等、地方消費者行政の推進を図るための事業が、安定的かつ継続的に実施できるよう必要な財源の確保及び制度の改善を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方自治体の消費者行政の充実・強化を支援する地方消費者行政強化交付金について、十分な財源を確保すること。
- 2 成年年齢引下げ後の若年者の消費者教育の充実など喫緊の課題に対応した事業を実施していく必要があることから、地方自治体の実情に即した事業の実施が図れるよう、制度の改善を図ること。
- 3 地方自治体の相談事案への対応は、消費者行政の中核となるものであり、複雑・多様化する消費者問題にきめ細かに対応していくため、消費生活センターが継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が後を絶たない状況であり、また、成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の増加も懸念されています。
- こうした中、消費者の安全・安心な生活を実現するためには、消費者に身近な地方消費者行政の充実・強化が極めて重要であることから、安定的かつ継続的に事業が実施できるよう地方消費者行政強化交付金の所要額の確保を求めるものです。
- また、交付金のうち、地方消費者行政強化事業については、消費者教育の推進や高齢者の見守り活動の充実、執行体制の強化など新たに取り組むべき課題に対応した事業を実施するのに必要不可欠であり、地方自治体の実情に即した事業の実施が図れるよう、補助率のかさ上げや用途の拡充など、制度の改善を求めるものです。
- さらに、本県では、全市町が消費生活センターを設置し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めておりますが、地方自治体の相談事案への対応は消費者行政において中核となるものであり、複雑・多様化する消費者問題へのきめ細かな対応が求められていることなどを踏まえ、消費生活相談体制が継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を求めるものです。

〔県所管部課：県民生活部 くらし安全安心課〕

【22】農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化に向けた農業農村整備のための安定的な財源確保等について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
生産局

農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化を図るためには、農業農村整備事業の着実な推進が不可欠であることから、必要な財源措置を講じること。さらに、豪雨災害リスクの軽減化を図るため、関係省庁が連携し、流域治水の取組を推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 担い手への農地の集積・集約化や園芸作物の導入拡大、スマート農業の実装に向けた生産基盤の整備推進に必要な財源を確保すること。
- 2 防災重点農業用ため池を中心とした農業水利施設の防災・減災対策を集中的かつ計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
- 3 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、関係省庁が連携し、流域治水の取組を推進すること。

【提案・要望の理由】

- 少子高齢化に伴う人口減少をはじめ、経済のグローバル化やデジタル化の進展、自然災害の頻発化など農業・農村を取り巻く情勢が大きな変革の時を迎える中、本県においては、農業を力強い成長産業へと進化させていくため、「園芸大国とちぎづくり」を掲げ、水田を活用した土地利用型園芸の生産拡大を積極的に推進しています。
- この実現のためには、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や園芸作物の導入拡大に向けた農地の大区画化・汎用化を進めるとともに、自動走行農機やICT水管理等の活用を可能にする生産基盤整備を着実に推進する必要があります。
- また、頻発化・激甚化する異常気象に対応するには防災重点農業用ため池を中心とした農業水利施設の防災工事等を集中的かつ計画的に実施する必要があります。
- しかしながら、農業農村整備事業に係る国の予算は、平成22(2010)年度に大幅に削減されて以降、補正予算の割当等によって徐々に回復しているものの、令和3(2021)年度当初予算においては、削減前の8割程度と依然厳しい状況にあり、計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に不可欠な農業農村整備事業の計画的な推進に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など国の当初予算段階における安定的な財源確保を要望するものです。

- さらに、今後、集中豪雨等の自然災害が一層頻発化・激甚化するおそれがある中で、湛水被害の未然防止や軽減を図るためには、農業用ダム・ため池の洪水調節機能の強化や田んぼダムによる水田貯水機能の活用など、河川流域の関係者が協働して行う「流域治水」の取組が重要となっていることから、関係省庁が連携した総合的な治水対策の推進を要望するものです。

（ 県所管部課：農 政 部 農村振興課
生産振興課
畜産振興課
農地整備課 ）

【23】経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化等について

所管省庁：農林水産省 政策統括官

食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っている水田農業が将来にわたって持続的に発展するよう、需要に応じた米の生産の推進、経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化を図ること。

また、産地交付金の県枠割合について、下限の引上げを行わないなど、地域の特色ある産地づくりを目的とする本来の趣旨を踏まえた制度設計とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業の担い手の高齢化が進むとともに、人口減少等に伴い主食用米の消費が減少する中で、水田農業が将来にわたって持続的に発展し、食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っていけるよう、需要に応じた米の生産の推進、農業者の経営安定に向けた経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化等を図ること。
- 2 産地交付金の県枠割合について、下限の引上げを行わないなど、地域の特色ある産地づくりを目的とする本来の趣旨を踏まえた制度設計とすること。

【提案・要望の理由】

- 国の新たな食料・農業・農村基本計画では、担い手の育成確保や農地の集積・集約化を進めるなど、農業生産基盤の強化を図るとともに、経営所得安定対策等の着実な推進等により農業経営の安定化を図ることとしております。
- 特に米政策改革については、平成 30(2018)年産から、行政による生産数量目標配分に頼らずとも需要に応じた主食用米の生産が行われるよう、農業者等に対して、きめ細かな情報を提供しているところです。
- また、食生活の変化や人口減少等に伴い米の消費が減少傾向にある中、水田を有効に活用し、農業経営者の経営安定化を図るためには、戦略作物への転換促進や、水田収益力強化ビジョンに基づき、特色ある産地を計画的に育成するなどの対応が求められているところです。
- こうした中、農業経営者等がきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・在庫情報の提供などを受け、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産を円滑に行うことが可能となるような実効性のある仕組みの構築が必要となっています。
- そこで、国においては、米の需給情報に関する的確で迅速な情報提供を行うとともに、戦略作物や地域の特色ある作物の生産に農業経営者が安心して取り組めるよう、経営所得安定対策等の充実に係る必要な予算の確保と制度の恒久化を要望するものです。
- 併せて、地域の特色ある産地づくりを目的とした本来の趣旨を踏まえ、

産地交付金の県枠の割合については、下限の引上げを行わないよう要望するものです。

〔県所管部課：農 政 部 生産振興課〕

【24】農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について

所管省庁：農林水産省 大臣官房国際部
消費・安全局
食料産業局
生産局

農産物及び加工食品の輸入規制並びに農産物の検疫条件が未設定の品目等がある国・地域に対し、規制の早期解除、迅速な政府間交渉等を行い、輸出環境を整備すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際物流について、復旧に向けた支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国に対し、国において輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、農産物等の安全性に関する正確な情報を発信するなど、風評被害の払拭に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 農産物の検疫について、条件が未設定の品目や、既に検疫条件が設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある諸外国に対し、条件の設定や緩和に向け、迅速に政府間交渉を行うこと。
- 3 国産農林水産物・食品の輸出目標額 5 兆円の達成に向け、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際物流について、復旧に向けた支援を行うこと。
- 5 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日に開場した「とちぎ食肉センター」については、米国向け牛肉輸出施設として認定されたが、米国向け輸出施設における処理は懸垂放血となっており、瑕疵(シミ)の発生が増加してしまうという課題があることから、技術面の対策についての支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 平成 23 (2011) 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対し、輸出先となっていた多くの国で輸入規制措置が取られ、輸出が停止しました。
- 現在までに、一部の国では規制措置の解除や緩和がなされたものの、本県産農産物や加工食品の主要輸出先であった中国、台湾などでは、一部又は全ての食品の輸入停止措置が続いており、輸出拡大を図る上で大きな課題となっていることから、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する正確かつ積極的な情報発信による風評被害の早急な払拭が必要とされています。
- また、農産物の検疫について、検疫条件が未設定の品目や、既に設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域では、当該

品目の輸出に係る障壁となっています。

- このような中、国では、令和 2 (2020) 年 3 月 31 日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、国産農林水産物・食品の輸出額を令和 12 (2030) 年までに 5 兆円にすることを目標とし、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、政府が一体となった輸出の促進を図ることとしました。
- このため、日本産農産物の検疫条件が未設定の品目や厳しい条件が課されている品目がある国・地域に対し、条件の設定や緩和に向け政府間交渉を迅速に行うなど輸出環境を整備するとともに、輸出目標額の達成に向け、PDCA サイクルをうまく回すため、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設することを要望します。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、航空便の大幅な減便による輸送手段の減少や、それに伴う輸送運賃価格の上昇など、農産物等の輸出に対しても大きな影響を与えており、回復の目処が立たない状況にあります。早期に元通りの輸出が可能となるよう、国際物流の復旧に向けた支援を要望します。
- さらに、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日に開場した「とちぎ食肉センター」については、米国向け牛肉輸出施設として認定されましたが、米国向け施設では全頭懸垂放血処理が必須となっており、瑕疵(シミ)の発生が増加してしまうことから、発生低減に向けた技術面の支援を要望します。

{	県所管部課：産業労働観光部	国 際 課
	農 政 部	経済流通課
		畜産振興課

【25】農業生産性の向上に資する補助事業の目標年度の延伸等について

所管省庁：農林水産省 経営局
生産局

補助事業等の目標年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、必要に応じ延伸等の措置を講じること。

「人・農地プラン」については、実質化されたプランが円滑に実行・実現されるよう、各種施策を継続・充実させること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の事業は、その多くのメニューにおいて、事業実施年度の翌々年度までに目標を達成することとされている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により経営に大きな影響を受けた農業者も多く、期限までの目標達成が困難となる可能性があることから、必要に応じて目標年度を延伸すること。
- 2 「人・農地プラン」については、実質化されたプランの実行・実現が重要であることから、その推進が新型コロナウイルス感染症の影響を受けないよう、地域での話合いの継続や農地の流動化、担い手の確保・育成に関する施策を充実させること。

【提案・要望の理由】

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、産地生産基盤パワーアップ事業は、生産施設等の整備により、農業者の経営規模拡大や産地としての収益力向上の促進を図るものであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う農産物の需要の減少や変化、価格低迷等により、事業実施の前後で経営環境が大きく異なっています。
- 国全体の GDP も大きく落ち込んでおり、事業の要件となっている翌々年度の目標達成については厳しい情勢も想定されることから、個々の状況に応じて、目標年度の延伸等の措置を講じるよう要望します。
- 実質化された人・農地プランの実行・実現は、担い手が大幅に減少する中、喫緊の課題であり、農地の集積・集約化による生産性の向上は、担い手を確保する上で極めて重要です。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って地域の話合いの実施が困難になるなどの課題が生じているほか、それらをサポートする市町・農業委員会等の予算が限られていることから、地域での話合いの継続や農地の流動化、担い手の確保・育成に関する施策を充実させるよう要望します。

〔 県所管部課：農 政 部 経営技術課
生産振興課 〕

【26】野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
環 境 省 自然環境局

野生鳥獣被害防止対策を推進するため、侵入防止柵設置に係る財源を確保するとともに、新技術の研究・開発の強化等を図ること。また、平野部や市街地に出没し被害を拡大させている状況に対し、効果的な侵入防止対策の確立と必要な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく侵入防止柵の設置は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る当初予算の財源を確保すること。
- 2 引き続き、国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローン等の活用技術を研究・開発し、総合的な技術体系の構築を図ること。
- 3 野生獣が中山間地域から平野部にまで侵入し、市街地やその近郊での農業被害や人身被害を拡大させている状況に対し、国が主体となって効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 本県における野生鳥獣による被害は、農業被害額で約2億6千万円、林業被害額で約1億2千万円と依然として高い水準で推移しています。
- しかし、被害防止を図っていく上で大きな役割を果たす侵入防止柵に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の当初予算の配分は、市町村の要望を踏まえてとりまとめた県の要望額を下回る状況が続いており、年間を通しての計画的な事業執行に支障が生じています。
- このため、侵入防止柵の整備について、国の当初予算における財源の確保を要望するものです。
- また、地域の過疎化、狩猟者の高齢化等により、被害防止対策は農業者や狩猟者にとって大きな負担となっているほか、豚熱（CSF）対策としての野生イノシシの捕獲強化が喫緊の課題となっていることから、引き続き、ICTやドローン等を活用した獣害対策の省力化や新技術の開発を進めることなどが不可欠となっています。
- さらに、野生鳥獣の出没や被害の発生は、これまで中山間地域が中心でしたが、近年は、河川敷の藪などを移動経路として下流の平野部にまで生息域を拡大してきており、市街地やその近郊で農業被害を発生させている

ほか、豚熱ウイルスの伝搬経路となるおそれもあります。また、車両との衝突による重大事故や、まちなかで人が襲われ重傷を負うなど、人身被害の深刻度が増しており、住民に大きな不安を与えています。しかしながら、こうした状況に対し、全国的にも効果的な侵入防止対策が確立されているとはいえないことから、関係省庁が連携して効果的な対策を確立するとともに、必要な技術的・財政的支援を求めるものです。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農 政 部 経営技術課 〕

【27】クビアカツヤカミキリ防除対策の支援について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
消費・安全局
環境省 自然環境局

クビアカツヤカミキリによる被害の深刻化及び分布拡大を阻止するため、防除技術の開発や防除対策への支援の強化並びに広域防除連絡体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進すること。
- 2 防除を実施する農業者への支援策を事業化すること。
- 3 特定外来生物対策に特化した新たな補助制度を創設すること。
- 4 関係省庁が連携し都県を超えた広域防除連絡体制の整備を図ること。

【提案・要望の理由】

- 侵入害虫「クビアカツヤカミキリ」は、国内で平成 24(2012)年に発見され、平成 30(2018)年 1 月には特定外来生物に指定されました。本種の幼虫はモモ、ウメ、サクラ等の木の内部へ食入し、加害が激しい木は枯死や果実の生育不良をおこすため、本県ではモモ等の栽培農家の経営的損害やサクラの被害が拡大している状況にあります。
- クビアカツヤカミキリは新害虫であることから、簡便で効果の高い防除手段が確立されていません。現状の防除方法は、成虫の飛散防止対策として、樹幹への網の巻き付けや成虫の捕殺、食入孔への農薬注入、樹体への農薬散布、枯死した木の伐倒等を複合的に実施するものであり、農家を含む防除実施者の作業及び費用面での負担が大きく、また観賞用モモ・ウメ用の樹幹注入剤の農薬登録がないため、防除を実施できない状況も見られることから、今後更なる被害地域の拡大が懸念されます。
- また、特定外来生物の防除は、地域から対象種を排除するまで徹底した対策を継続しなければなりません。そのためには、効果的かつ効率的な防除を終息まで継続して実施できるよう、資機材購入や防除作業、被害状況調査等に必要な経費について、補助制度を拡充するなど、実施主体の財源確保が必要であります。
- 加えて、本種は増殖力、移動分散能力ともに高く、県域を超えた防除対策が不可欠ですが、発生地域の被害状況を各県で共有できる連絡体制が構築されていないため、未発生地域での対策が遅れる懸念があります。未発生地域での注意喚起や防除対策の協力を促すためにも、関係省庁が連携の上、本種の広域防除連絡体制の整備を図ることを求めるものです。

県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 経営技術課

【28】 特定家畜伝染病対策の推進について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局
生 産 局

豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ等、特定家畜伝染病のまん延防止を図るため、野生動物対策に加え、農場における防疫体制の強化など、必要な対策を講じること。

また、発生後の防疫措置や、地域の畜産業に与える影響を軽減する取組に対し、国の財政支援措置を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子豚の感染予防を図るため、科学的根拠に基づく、予防的ワクチンの適切な接種方法を早期に示すこと。
- 2 ワクチン接種には多大な経費と人員を要することから、国の財政的支援措置の引き上げを行うとともに、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とする制度改正を検討すること。
- 3 野生イノシシの豚熱まん延防止を図るため、捕獲や経口ワクチン散布並びに抗体付与状況調査などの対策を全国的に強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 4 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）等の発生農場における疫学調査の結果等を踏まえ、発生要因の解明を進めるとともに、農場へのウイルス侵入防止技術の開発など、防疫体制を強化する手法の確立に努めること。
- 5 大規模農場での特定家畜伝染病の発生では、防疫措置に莫大な資材、費用並びに人員が必要であるため、発生の規模に応じて国の財政支援措置を引き上げるなど、支援策の充実を図ること。また、損害を受けた農場の経営再建へ向けた支援策についても、拡充を図ること。
- 6 農場における豚熱の発生に伴い、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少しているため、食肉センターの経営への影響を軽減する財政支援措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 現在、国のマニュアルに沿って生後 50～60 日齢の子豚に予防的ワクチンを接種していますが、母豚からの移行抗体消失後、ワクチンの効果が現れるまでの間に、短期間ながら感染のリスクが生じています。このため、よりリスクを低減する、効果的なワクチン接種方法の確立を要望します。
- 豚熱の発生予防に当たっては、切れ目なく円滑にワクチンを接種する必要があるため、多大な経費や労力を必要とします。今後本県では、民間獣医師を活用する新たな接種制度を早急に導入することとしていますが、多くの民間獣医師を確保することは困難であり、効率的かつ適期にワクチン接種を行うため、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とするなどの制度改正を要望します。

- 本県でも野生イノシシの感染が継続して確認され、養豚場における豚熱発生リスクは依然高い状況にあることから、広域的かつ継続的に野生イノシシへの経口ワクチン散布等を実施する必要があります。このため、野生イノシシの豚熱まん延防止対策について、必要な財源の確保を要望します。
- 近年、高病原性鳥インフルエンザが大流行し、予防的ワクチン接種が開始された豚熱においても散発的な発生が確認されていることから、疫学調査の結果等を踏まえ発生要因を解明するとともに、発生予防のための技術開発など、新たに防疫体制の強化を図る取組の推進を要望します。
- 今年４月には、本県において、養豚場における国内最大規模の豚熱が発生しました。大規模農場における特定家畜伝染病の発生は、その防疫措置に莫大な経費や資材、人員等が必要となるため、激甚災害のように、国の財政支援措置のかさ上げを行うなど、支援策の充実を図るよう要望します。また、特定家畜伝染病の発生農場についても、手当金を早期に交付するとともに、経営再建に向けた支援策の拡充を図るよう要望します。
- 養豚場における豚熱発生に伴い、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少し、経営状況が悪化しています。食肉センターの経営及び県内食肉流通への影響を軽減するため、かつての地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業のような、集荷や衛生対策の強化を図る財政支援措置を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農 政 部 畜産振興課 〕

【29】 林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化 推進について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁

新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ木造建築の着工件数の回復、ウッドショックへの対応を踏まえ、成長産業化に不可欠な木材利用を促進するため、木造住宅建設支援の強化や、非住宅分野における木造・木質化の促進策の拡充を図るとともに、大径材の需要拡大の取組について、引き続き国が率先して取り組むこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅分野においては、木造住宅建設促進支援の強化を図ること。
- 2 非住宅分野においては、商業施設やマンション等幅広い民間施設も対象に含めるなど、木造・木質化の促進策の拡充を図ること。
- 3 森林資源が成熟し大径化した木材について、引き続き国が率先して需要創出の強化に取り組むこと。
- 4 急激に生じたウッドショック（木材不足、価格高騰化）の影響を踏まえた支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、住宅分野における外材から国産材への使用転換及び非住宅分野における非木造から木造への転換を進めることにより、木材の新たな需要創造の加速化を図る必要があります。
- 特に、中大規模建築物では、関係法令の改正、耐火及びC L T等の技術革新により、木造建築の可能性は大きく広がっていますが、まだまだ鉄骨造・鉄筋コンクリート造からのシフトが進んでいないのが現状です。
- このような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が停滞し、令和2年の新築住宅着工戸数は前年より約10%減少しています。一部では復調の兆しが見られるものの、住宅分野・非住宅分野ともに未だ着工件数は戻りきっていません。
- 併せて、急激に発生したウッドショックの影響により、川下においては木材流通が停滞、プレカット工場・住宅着工等に影響が現れ始めています。
- そこで、住宅分野においては、木造住宅建設促進のために支援の強化を求めるものです。
- 非住宅分野においては、既存制度を見直し、商業施設やマンション等幅広い民間施設も支援の対象に含めるとともに、補助率の引上げや要件緩和等により、木造施設が各所に整備されるよう、木造・木質化の促進の強化を要望するものです。
- さらに、森林資源が成熟し大径化した木材の増大が見込まれることか

ら、大径化に対応した生産設備の支援の強化や大径材の需要創出のため、引き続き国が率先して取り組むことを要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【30】地籍調査の推進について

所管省庁：国土交通省 不動産・建設経済局

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度開始）における地籍調査を着実に推進するため、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 災害からの復旧・復興や農地の集積・集約化、さらには森林施業の集約化による森林整備を計画的に実施するためには、これらの基盤となる地籍調査を迅速かつ着実に推進する必要があるため、計画面積に見合った財源措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 本県の地籍調査は、防災対策の推進や社会資本整備、農林地の効率的利用などを目的に必要性・緊急性の高い地域において推進しておりますが、その進捗状況は、令和元（2019）年度末時点で24%と全国平均の52%を大きく下回っている状況です。
- このため県では、積極的に地籍調査を進めているところですが、平成27（2015）年度以降は、国の地籍調査費負担金が市町からの要望額を満たしておらず、本県における第6次国土調査十箇年計画の進捗率は、令和元（2019）年度末時点で45%に留まっており、地籍調査の計画的な推進に支障を来しています。
- さらに、山村地域は過疎化や高齢化により林地の筆界に関する人証・物証が失われつつあり、早期に筆界未定森林の地籍を確定させ、計画的な森林整備につなげていくことが大きな課題となっています。
- また、近年、頻発する自然災害の備えとして、災害復旧にも有効な地籍整備を着実に進めていく必要があります。
- こうした中、令和2（2020）年度補正予算においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R2.12.11 閣議決定）が予算措置されたところですが、地籍調査事業を円滑かつ継続的に推進するためには、5か年加速化対策等による十分な財源の確保が必要と考えます。
- このため、第7次国土調査十箇年計画の実施に当たり、市町等の要望を踏まえた地籍調査費負担金等の十分な財政措置を要望します。

県所管部課：環境森林部 森林整備課
農政部 農村振興課

【31】 よろず支援拠点の継続設置について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料経営相談所として設置されているよろず支援拠点を継続して設置すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の様々な経営上の課題に向き合うワンストップ相談窓口として大きな役割を果たしていることから、令和4(2022)年度以降も継続して設置されるよう措置を講じること。

【提案・要望の理由】

- 平成26(2014)年度から各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じ総合的・先進的なアドバイスや他の支援機関との総合調整を行うなど、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たしています。
- 平成26(2014)年度の開設以来、本県の相談件数の累計は、約3万8千件となり、延べ相談者数も2万8千者以上となっており、地域の相談窓口として不可欠な存在となっています。
- 地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業・小規模事業者の創業から成長、事業承継に至るまでを支援するよろず支援拠点について、令和4(2022)年度以降も継続して設置することを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【32】大規模災害対策の推進について

所管省庁：内閣府 政策統括官（防災担当）
総務省 自治行政局

近年の大規模災害を踏まえ、被災者の負担軽減のための各種支援制度の改善及び災害時の広域応援・受援を円滑に行う体制の構築を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 被災者生活再建支援法の適用範囲について、被災者が存在するにもかかわらず適用対象外となる市町村がないよう、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。また、引き続き、支援金の支給対象を拡大するとともに、これらの財源確保のため、被災者生活再建支援基金の国庫補助割合の引上げ等、東日本大震災時と同様の措置を講ずること。
- 2 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、迅速かつ効率的に実施できるように、運用しやすい制度に改善すること。また、応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。
さらに、災害救助事務費について、上限を撤廃し、全額、災害救助費負担金の対象とするよう検討すること。
- 3 被災地の災害復旧に有効な支援システムである「応急対策職員派遣制度」については、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。
- 4 避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染リスク軽減を図るため、段ボールベッド、パーティション等についても災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

【提案・要望の理由】

- 被災者生活再建支援制度については、同一災害の場合に被災者が公平に支援を受けられるよう市町村ごととされている適用要件を見直す必要があります。また、被災者の安定した日常生活への早期復帰に資するよう対象を拡大していくことが必要です。
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理については現物給付による修理のみが対象となっていますが、より迅速かつ効率的に実施するためには、被災者本人による修理の手配及びその修理費用に対する金銭支給などの手法が必要です。
また、大規模災害時における被災自治体の事務的な負担を軽減し、復旧・復興を促進するため、応援経費についての国への直接請求の制度化が必要です。
さらに、大規模災害時に多くの避難所を開設した場合、対応する職員も増え、災害救助事務費が膨らむことから、全額、災害救助費負担金の対象とすることが必要です。
- 令和元年東日本台風災害では、本県で初めて「応急対策職員派遣制度」

を活用し、発災直後から、複数の自治体から住家の被害認定調査業務等に応援をいただくことにより、復旧業務を迅速かつ着実に進めることができました。

一方、被災自治体では、応援に係る多額の費用負担が生じるため、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置が必要です。

- 感染症拡大を防止するため、段ボールベッド、パーティション等について、継続して備蓄を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金だけではなく、災害救助基金でも事前購入・備蓄できるようにすることが必要です。

〔県所管部課：県民生活部 危機管理課〕

【33】安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について

所管省庁：財 務 省 大 臣 官 房
主 計 局
国土交通省 大 臣 官 房
総 合 政 策 局
都 市 局
水管理・国土保全局
道 路 局
住 宅 局

安全・安心な県民生活を確保していくため、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全等が着実に推進できるよう、十分な財源確保を行うなど、支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 直轄事業から市町村事業に至るまで、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全が着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。
- 3 老朽化する社会資本の維持管理・更新を計画的に行うため、国庫補助・交付金事業の財源確保や、公共施設等適正管理推進事業債の期限の延長及び交付税措置率の更なる引上げなど、財政支援の充実を図ること。
- 4 老朽化対策予算など保全予算を拡充する中においても、地方の道路整備など、社会資本の整備が遅れることがないように、十分な整備予算を確保すること。
- 5 建設業における担い手の確保に向けて余裕期間を設定した工事や週休2日制工事などの働き方改革の取組を推進するとともに、担い手の不足を補うために現場の省力化・効率化につながるICT活用工事を生産性向上の取組として実施しているところであるが、これらの取組を一層推進するための財政的・技術的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 今後急速に進行する人口減少に対応した地方創生への取組や、近年、頻発・激甚化している大規模災害に備える防災・減災対策、高齢者や園児等の移動経路も含めた交通安全の確保など、直轄事業から市町村事業に至るまで、社会資本の整備・保全の重要性が増しているところであり、その推進に必要な十分な財源を確保することが必要です。

- 国においては、これまで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和2年度まで集中的に実施してきましたが、更なる取組の加速化・深化を図るため、新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、初年度分については令和2年度補正予算において予算措置を行いました。
- 本県においても、令和元年東日本台風による甚大な被害の早期復旧及び再度災害の防止を図るとともに、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、県土強靱化、防災・減災対策を計画的に進めていく必要があります。そのためには、必要な予算・財源を当初予算において確保することが必要です。
- 老朽化が進行する舗装、橋梁、トンネル等の社会資本の維持管理・更新については、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全への転換が重要であるため、修繕が必要な箇所について集中的に実施する必要があります。このため、国庫補助事業等の財源確保や公共施設等適正管理推進事業債の期限の延長及び交付税措置率の更なる引上げなど、地方への財源支援の充実が不可欠です。
- 道路メンテナンス事業補助制度の創設などにより、道路施設の老朽化対策予算が拡充されましたが、渋滞対策や交通安全対策など、地方の道路整備の推進に必要となる予算の確保も必要です。
- 社会資本整備や維持保全、災害対応等、地域の守り手として重要な役割を担う建設業における働き方改革や生産性向上を推進するためには、週休2日制の取組に伴い必要となる事業費の増加に対する予算の確保、ICT搭載建設機械導入のための財政的支援及びICT活用工事に関する研修や現場見学会などの充実が必要です。

〔県所管部：県土整備部〕

【34】令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について

所管省庁：国土交通省 大臣 官 房
水管理・国土保全局

令和元年東日本台風による甚大な被害を受けた河川における再度災害の防止を図るため、改良復旧事業等の整備推進について、特段の支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 改良復旧事業等の整備推進に向けて財政支援の拡充を図ること。
 - ・ 災害復旧助成事業（永野川、思川、荒川）
 - ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業（秋山川、巴波川）
 - ・ 浸水対策重点地域緊急事業（田川）

【提案・要望の理由】

- 本県は、令和元年東日本台風により、県内13地点の観測所において観測史上最高の日降雨量を記録し、各地の河川では決壊や越水・溢水等が発生したところであり、床上・床下浸水等による住家被害が14,000戸を超えるなど甚大な被害を受けました。
- 県管理の公共土木施設では904箇所が被災し、改良復旧事業等を含めると、復旧に要する費用は900億円を超え、平成10年の那須水害を超える過去最大の被害規模となっています。
- 現在、被災箇所の早急な復旧に向けて全力で取り組んでいるところであり、令和3年度中には原形復旧による対応が完了する予定です。
- 一方、特に被害が著しく改良復旧事業等を導入した永野川など7河川については、治水機能の向上に向けて積極的に整備を進めているところがあります。このうち黒川については、令和3年度中に事業が完了する見込みではありますが、残る6河川の令和4年度以降の残事業費は約376億円を見込んでおります。引き続き、整備推進に向けて国庫補助事業の財源確保や、地方負担分における起債充当率や交付税措置の引上げなど財政支援の拡充が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 河 川 課〕

【35】河川・砂防事業の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

強靱な県土づくりを推進するため、直轄河川・砂防事業を着実に推進するとともに、地方の取組についても積極的に支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 鬼怒川、渡良瀬川、那珂川等における直轄河川事業や、県管理区間における改修事業等を着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 特に県管理河川における住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 3 日光地域における直轄砂防事業の更なる推進を図るとともに、那須岳の火山噴火に伴う災害の発生に備え、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策を直轄事業により実施すること。
- 4 土砂災害の発生に備えた砂防施設の整備や、住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 5 自然災害の発災後、円滑に改良復旧事業が実施できるよう、調査設計に係る補助対象を拡大するなど制度の拡充を図ること。
- 6 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応には、地方自治体だけでは限界があることから、地方整備局等の支援体制の充実・強化を図ること。

【提案・要望の理由】

- 流域全体の治水安全度を高め、県民の安全・安心を確保するためには、国土保全上特に重要な直轄管理区間はもとより、上流域の県管理区間も含めて、河川改修等のハード対策を着実に推進する必要があります。
- 特に県が管理する河川においては、「施設では防ぎ切れない洪水は発生する」との認識に基づき、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、簡易型河川監視カメラや危機管理型水位計の設置、浸水想定区域図の作成によるハザードマップの拡充など、ソフト対策についても強化していく必要があります。
- 日光地域の男体山等を中心とした山岳地域では、依然として荒廃が著しく、大雨等により発生する土砂の流出は下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、これまで以上に直轄砂防事業による砂防施設の整備が必要です。また、那須岳の火山噴火が発生した場合、その被害は広域的かつ甚大となることから、直轄事業による計画的な対策が必要です。
- 本県の砂防事業においても、災害時に甚大な被害が生じる可能性の高い未整備の溪流等が数多く残されていることから、継続的な砂防堰堤等の整備を推進するとともに、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、土

砂災害警戒情報の精度向上や土砂災害警戒区域の周知など、ソフト対策もあわせて推進することが必要です。

- 発災後、再度災害の防止に向けた改良復旧事業の実施に際し、復旧区間全体の調査設計が必要となりますが、その際の補助対象が構造物に限定されているため、用地測量を補助対象とするなど補助対象の拡大が必要です。
- 近年、気候変動の影響により、自然災害は激甚化・頻発化しており、大規模自然災害の発災時には地方自治体だけでの対応には限界があることから、地方整備局の TEC - FORCE 等による支援体制の充実・強化が必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 河 川 課
砂防水資源課 〕

【36】ダム事業の着実な推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

思川開発事業について、ダム本体工事を推進し、早期完成を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 思川開発事業については、ダム本体工事を推進し、早期完成を図ること。

【提案・要望の理由】

- 思川開発事業については、「ダム事業の検証」の結果、平成 28(2016)年 8 月に「事業継続」の対応方針が示されました。
- 本事業は、下流地域の洪水被害を軽減させるとともに、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、重要な事業です。
- ダム本体工事については令和 2(2020)年度に着手しておりますが、令和元年東日本台風では、南摩ダム下流域においても甚大な被害が発生したことから、1 日も早い完成に向けて事業を推進する必要があります。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

【37】 幹線道路ネットワークの強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道 路 局

県内の広域幹線道路ネットワークの強化を図るため、高速道路における渋滞対策やスマート IC 設置などの機能強化、直轄国道の着実な整備推進、地域高規格道路等の整備と適切な維持・管理に向けた支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高速道路は我が国の社会経済活動の根幹を担い、災害時には緊急輸送道路としての役割を果たすなど、多様な機能を有していることから、高速道路の更なる有効活用を図るため、東北自動車道及び北関東自動車道における渋滞対策やスマート IC の設置等の機能強化を推進すること。
 - (1) 東北自動車道宇都宮 IC 以北における 6 車線化整備計画の策定、及び栃木 IC 付近における渋滞対策の早期実施
 - (2) 新たなスマート IC の整備推進に向けた支援、及びアクセス道路の整備推進に向けた予算の確保
 - ・事業中：大谷(宇都宮市)、都賀西方(栃木市)、出流原 PA(佐野市)、下野(下野市)（名称は全て仮称）
 - ・早期の準備段階調査箇所採択に向け検討中：足利地区
 - ・構想中：壬生地区
 - (3) 北関東自動車道における休憩施設の早期整備
 - ・壬生 PA における駐車場の拡張
 - ・壬生 PA と笠間 PA 間における休憩施設の新設
- 2 直轄国道である国道 4 号、新 4 号国道及び国道 50 号は、高速道路とともに国土幹線道路ネットワークを構成し、本県道路網の主軸となる道路であることから、渋滞緩和や交通安全確保に向けて着実な整備を推進すること。
 - (1) 国道 4 号
 - ・西那須野道路、交通安全対策事業の早期完成
 - ・矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備推進
 - (2) 新 4 号国道
 - ・平面交差部の渋滞緩和のための計画的な立体化の推進
 - ・圏央道五霞 IC までの 6 車線化推進
 - (3) 国道 50 号
 - ・足利市内の混雑交差点立体化等による渋滞対策の推進

3 地域高規格道路をはじめとする広域道路は、広域的な連携・交流の促進はもとより、地域経済の発展や観光振興、国土強靱化等の観点から重要であることから、早期の整備と適切な管理を行うために必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

- (1) 茨城西部・宇都宮広域連絡道路
 - ・国道 119 号宇都宮環状北道路の整備支援
- (2) 常総・宇都宮東部連絡道路等
 - ・国道 408 号真岡南バイパス、真岡宇都宮バイパス、宇都宮高根沢バイパス、国道 294 号二宮拡幅の整備支援
- (3) 日光宇都宮道路（有料道路）
 - ・長期にわたる計画的な修繕実施や更新に向けた支援
- (4) 国及び県の広域道路交通計画に位置付けた栃木西部・会津南道路や県東部八溝地域を縦貫する広域道路など、本県の高規格道路空白地域やミッシングリンクを解消する広域道路ネットワーク路線の整備支援

【提案・要望の理由】

■高規格幹線道路の機能強化

- 東北自動車道の上河内 SA(上り線)や矢板北 PA(下り線)付近、及び栃木 IC 付近においては慢性的な交通渋滞が発生しており、速達性と定時性確保のため新たな車線の付加等による拡幅整備が必要です。
- スマート IC の整備は、高速道路の利活用の促進や一般道路の渋滞緩和など地域経済の活性化に寄与するとともに、緊急輸送道路ネットワークを強化する上でも極めて有効です。また、スマート IC の整備効果を高めるためには、アクセス道路との一体的な整備が不可欠です。
- 事業中のスマート IC の整備支援に加え、足利地区について早期の準備段階調査箇所採択に向け検討を進めているため、技術的支援が必要です。
- 北関東自動車道の壬生 PA から笠間 PA に至る区間は、約 50km あるにもかかわらず休憩施設がなく、また壬生、笠間両 PA においては日常的に混雑しているため、壬生 PA の拡張及び新たな休憩施設の整備が必要です。

■直轄国道の整備推進

- 国道 4 号については、県北部地域における平常時の交通の円滑化や、緊急輸送道路ネットワークを構築するため、西那須野道路、矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備が必要です。また、安全・安心な歩行空間を確保するため、栗宮歩道整備事業、雀宮駅前・駅北歩道整備事業、上横田歩道整備事業の早期完成と、円滑な交通を確保するため、那須町以北線形改良の早期完成が必要です。
- 新 4 号国道については、本県と東京圏を直結する極めて重要な路線であり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも、圏央道五霞 IC までの区間について早期の 6 車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化による更なる機能強化が必要です。

- 国道 50 号の足利市街地(問屋町付近)は慢性的な交通渋滞が発生しており、立体化などの対策が必要です。

■地域高規格道路の整備等に対する支援

- 茨城西部・宇都宮広域連絡道路のうち、国道 119 号宇都宮環状北道路は、県都宇都宮市の産業経済を支える宇都宮環状道路の一部を形成する重要な路線であり、東北自動車道宇都宮 IC へのアクセス強化や宇都宮環状道路の交通円滑化を図るため重点的な整備が必要です。
- 常総・宇都宮東部連絡道路のうち、国道 408 号真岡南バイパス・真岡宇都宮バイパス・宇都宮高根沢バイパスは、鬼怒川左岸に集積する栃木県の産業を牽引する工業団地群を連絡する重要な路線であり、北関東自動車道真岡 IC へのアクセス強化や常磐自動車道及び圏央道との連携強化を図るため、重点的な整備が必要です。また、真岡南バイパスに接続する国道 294 号二宮拡幅の一体的な整備が必要です。
- 日光宇都宮道路は、供用開始以来 40 年以上が経過し、橋梁やトンネル等の老朽化が著しいため、平成 27(2015)年度に料金徴収期間を令和 16(2034)年まで延伸し、修繕工事を実施しているところです。しかしながら、料金徴収期間満了後においても修繕・維持管理費用の確保が課題となることが確実なため、料金徴収の継続を可能とする制度の導入等も含め、維持管理・更新等に係る支援が必要です。
- 高規格道路の空白地域やミッシングリンクの解消を図り、平常時・災害時を問わない安定的な人流・物流を確保するとともに、経済・生活圏を相互に連絡し地域間の交流・連携を促進するため、国及び県の広域道路交通計画に位置付けた栃木西部・会津南道路（直轄権限代行事業 国道 121 号日光川治防災）や県東部八溝地域を縦貫する広域道路等の整備を推進することが必要です。

県所管部課：県土整備部 交通政策課
道路整備課

【38】直轄権限代行事業等による道路の機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道路局

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークを構成し、機能強化にあたり技術的難易度の高い道路については、国による直轄権限代行事業等により積極的な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国道 121 号の機能強化に向けて、直轄権限代行により事業中の日光川治防災の整備を推進するとともに、将来的には、国が管理を行う直轄管理区間として指定すること。
- 2 国道 120 号の通年通行化に向けて、技術的難易度の高い金精道路について、直轄権限代行事業により支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 国道 121 号は、山形・福島・栃木を結ぶ重要な広域幹線道路であり、本県区間は「栃木西部・会津南道路」として、また、福島県区間は「会津縦貫道」として、それぞれ地域高規格道路に指定されております。しかしながら、日光地域においては平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際に大規模な路肩崩落等が発生し、防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が一時孤立したことから、防災・減災や国土強靱化を図るため、日光川治防災の事業推進が必要です。

また、東日本大震災の際には、被災した東北自動車道や常磐自動車道、国道 4 号、国道 6 号に代わる輸送路として役割を果たしており、高規格道路とのダブルネットワークを形成する重要な道路であることから、将来的には直轄管理区間に指定し、高い管理水準の確保が必要です。

- 国道 120 号は、群馬と栃木を結ぶ重要な広域幹線道路です。しかしながら、県境の金精道路は標高 1,800m を超え、雪崩や地吹雪により除雪が困難なため、約 4 ヶ月に渡って冬季通行止め（約 17km 区間）を余儀なくされています。通年通行は両地域の長年の悲願であり、防災上の観点からも、冬季においても通行可能な道路の整備が必要です。

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークの確保という観点と、整備には高い技術力を要することから、直轄権限代行による整備の検討を要望します。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【39】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
住宅局

首都直下地震等の発生が切迫する中、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、未耐震住宅・建築物の倒壊等の被害から生命を保護するため、住宅・建築物の耐震化等に係る補助制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の目的に基づき、県民の生命や身体を保護するため、民間住宅・建築物の耐震化を着実に促進するとともに、民間住宅・建築物の部分的な改修工事等により倒壊による被害の軽減を図れるよう、補助制度の拡充及び十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、平成19年から栃木県建築物耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化に取り組んできましたが、昨年度までの二期計画では民間住宅の耐震化率が89%にとどまり目標値である95%を達成できなかったことから、三期計画においても引き続き目標値を95%に設定し、一層積極的に取り組むこととしています。
- 現時点で耐震化を要する民間住宅の多くは、老朽化に伴う建替が実施されている一方で、所有者が高齢であることや収入が限られていること等から、実施に至らない事例が多く見受けられます。
- 首都直下地震等の発生が切迫する中、県民の生命や身体を保護することが重要であることから、着実に、国・市町と連携して民間住宅・建築物の耐震改修工事等の促進を図るとともに、個々の事情によりやむを得ず耐震化に至っていない民間住宅・建築物の倒壊等の被害軽減のため、部分的な改修工事等についても補助対象とするなど、補助制度の拡充を図るとともに、十分な財源を確保することが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築課〕

【40】公共交通サービスの確保・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
道路局
鉄道局
自動車局
観光庁

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、県民の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通サービスの確保及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大が続く状況下においても、社会の安定の維持の観点から運行を継続した第三セクター鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、現在、深刻な経営状況に陥っていることから、今後感染拡大防止を図りつつ、持続的に県民の日常生活における移動手段を提供し続けることができるよう、早急に支援の充実を図ること。
- 2 バス等の生活交通の確保・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化すること。
- 3 第三セクター鉄道の経営安定のための新たな運営費補助等の創設や、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じるとともに、鉄道安全輸送設備の維持改善のための十分な財源を確保すること。
- 4 地域の公共交通利用者はもとより、訪日外国人をはじめとする旅行者の移動の利便性向上を図るため、M a a Sの実現に向けた交通系 I Cカードの導入、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及拡大、鉄道駅のバリアフリー化に向けた必要な財源を確保すること。
- 5 中山間地域や観光地における移動手段の確保のため、無人自動運転移動サービス導入に向けた地方の取組に対し、必要な財源を確保するとともに、関係法令に基づく諸手続が円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制を整備すること。
- 6 宇都宮市と芳賀町における全国初の全線新設による L R Tの開業に向けて、十分な財源を確保し積極的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

■新型コロナウイルス感染症への対応

超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄道、LRT等の公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組を推進していく必要がありますが、まずは新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な状況にある事業者の経営の安定化を図らなければ、これらの取組を推進していくことが困難な状況にあります。

バスやタクシー、第三セクター鉄道など地域公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う輸送人員・運送収入の大幅な減少にも関わらず、緊急事態措置における事業継続の要請に応じて、一定のサービスレベルを維持したまま運行を継続し、地域住民の生活の足の確保に努めてきましたが、その結果、赤字額が増大し事業の継続に支障を来しています。

昨年度は、交通事業者の実施する感染防止対策に対する補助制度が新設されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明であり、事業者の自助努力も限界を迎えていることから、既存の運行費補助の対象拡大のほか十分な財源確保など、更なる支援が必要です。

■バス・タクシー

バス等の生活交通については、地域の特性やニーズに応じてその改善・充実に取り組んでおりますが、一方で、公費負担の増大が大きな課題となっている状況にあります。

こうした中、バスの地域間幹線系統に対する運行費補助（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）においては、事前算定方式による補助対象額に対し実際の欠損額が上回り、県と市町村で差額を補填している状況です。

また、バスの地域内フィーダー系統に対する運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及びノンステップバスの導入（地域公共交通バリア解消促進等事業）においても補助額がカットされる事例がみられ、生活交通を支える市町村及びバス事業者の負担が更に増大しています。

そのため、バスの運行費補助については、補助額上限規定の見直しなど、支援制度の拡充及び地方財源への支援を強化するとともに、ノンステップバスの導入における十分な財源の確保が必要です。

また、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い、地域公共交通計画等の策定に対する支援や計画と連動するバスの運行に対する補助について、十分な財源を確保するとともに、新たに創設された各種事業の円滑な実施に向けて、手続の迅速化、簡素化が必要です。

さらには、ユニバーサルデザインタクシーの導入費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）についても、日光などの国際的な観光地におけるインバウンド需要の増加、令和4（2022）年に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」に向け、事業者の要望額に見合う十分な財源の確保が必要です。

■第三セクター鉄道

本県内の第三セクター鉄道である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通であります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特に厳しい経営状況が続いています。ついては、将来にわたり安定した経営基盤が確保できるよう、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じることが必要です。

また、鉄道輸送設備の安全性向上に加え、開業から 30 年以上が経過し老朽化した設備の適切な管理が喫緊の課題となっており、鉄道軌道輸送設備等整備事業等への要望が高まっていますが、近年は、補助額が事業者の要望額に対し不十分な状況にありますので、十分な財源の確保が必要です。

■公共交通の利便性向上

複数の交通手段がシームレスに連携し、ルート検索から予約、決済までを一括で可能とするMaaSの実現に向けて、LRTや路線バス等への交通系ICカードの導入が検討されています。交通系ICカードの導入や鉄道駅バリアフリー化は、公共交通全体の利便性向上に役立つほか、訪日外国人や地域に不慣れな旅行者等の移動円滑化にもつながり、地域の公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上も期待できることから、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について、十分な財源確保が必要です。

■無人自動運転移動サービス

バス運転手等の高齢化により、公共交通の担い手不足が深刻化する一方、運転免許証を返納する高齢者や訪日外国人の増加等により、地域住民の生活や観光地等における移動を支える公共交通の確保・充実が重要な課題となっています。

このため、誰もが自由に移動できる公共交通手段として、無人自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組を促進することは、これら社会課題の解決につながるとともに、SDGsに掲げる目標の一つ「住み続けられるまちづくり」の実現に寄与するものであることから、十分な財源確保が必要です。

また実際の運行にあたっては、道路法や道路交通法、道路運送法等、関係法令に基づく許可および協議が必要となることから、それらが円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制の整備が必要です。

■LRT

宇都宮市と芳賀町が進めているLRTは「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりや、県央地域における利便性の高い広域的な公共交通の実現に大きな役割を果たすとともに、本県の地域振興や産業経済の活性化などによる県勢発展に資するものであります。

両市町では、平成30(2018)年6月の事業着手以降、用地取得や各種工事等に積極的に取り組んでおり、令和5(2023)年3月の開業に向けて一歩ずつ事業が進んでいる状況にあります。

全国初の全線新設によるＬＲＴの整備実現には、短期間で多額の事業費が必要となることから、十分な財源の確保が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【41】安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

【提案・要望の理由】

- 本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで 200 を超える最終処分場が設置されてきました。
- そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中は県北地域において広域的な問題となっています。
- このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から 1 km 以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。
- しかしながら、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【42】廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について

所管省庁：環 境 省 環境再生・資源循環局
内 閣 府 民間資金等活用事業推進室

全国初の PFI による管理型最終処分場整備事業を着実に実施するため、SPC（特別目的会社）が交付申請を行う事業費を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県が PFI により整備を進めている産業廃棄物最終処分場に係る廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金については、事業者が申請する事業費を交付できるよう必要な予算を確保すること。

【提案・要望の理由】

- 県内には管理型最終処分場が整備されていないため、県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の約 58.3%に相当する約 5 万 1 千トンの処理を県外に依存しております。本県の経済活動の活性化のためにも、県内処理を促進する必要があります。
- このため、本県では、全国初となる PFI による産業廃棄物最終処分場の整備を進めております。本事業で得られた知見は、都道府県・政令市にフィードバックすることにより将来的に新しい整備手法となり得るものと考えます。
- 先進事例としてこの事業を成功させるためには、廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金の活用が不可欠です。
- つきましては、事業者の申請額に見合う十分な財源確保を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【43】放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について

所管省庁：環 境 省 環境再生・資源循環局
農林水産省 生 産 局

（１）放射性物質に汚染された廃棄物

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。

また、賠償が円滑に行われるよう東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

（２）除染対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

（１）放射性物質に汚染された廃棄物

- 1 指定廃棄物については、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 指定解除制度の運用に当たっては、指定廃棄物の処理責任は国にあることを基本に、地方公共団体の意見を踏まえ対応すること。
- 3 指定解除後の廃棄物も含め、8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援を行うこと。
- 4 一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講ずること。
- 5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 6 地方公共団体及び民間事業者が行う廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る必要な経費の賠償が円滑に行われるよう、東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

（２）除染対策

- 1 除染に伴い生じた除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分に係る制度化など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講ずること。
- 2 農作物の放射性物質吸収抑制対策については、全ての農業者が負担なく、かつ効果的な対策が確実に実施できるよう、財源を確保すること。
- 3 除染等に要した経費については、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において万全の措置を早急に講ずること。

【提案・要望の理由】

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 本県の指定廃棄物は福島県に次いで多く、県内約 160 箇所にて一時保管されている状況であり、農家・事業者の負担や、自然災害による飛散・流出のリスクを考えると、一日も早く安全に処理する必要があります。
- 指定廃棄物の処理は、地元の理解を得ながら進めて行くことが重要であるため、今後も国が責任をもって、処理の必要性や安全性などについて、丁寧に説明をしていく必要があります。
- また、平成 28(2016)年に国は、指定を解除する制度を創設したところですが、運用に当たっては、地方公共団体の意見を踏まえながら、市町村や排出事業者には責任を押し付けることのないよう、対応していく必要があります。
- そこで、国においては、指定廃棄物や指定解除後の廃棄物を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理に向け早急に対応するよう要望するものです。
- 併せて、農家・事業者による指定廃棄物の一時保管が長期化する中、特に個人で保管する農家の負担軽減は優先的な課題であることから、市町村単位の暫定集約の実現に向け、市町村の意向を十分確認しながら、地域の実情に配慮して丁寧に対応するよう要望します。
- また、原発事故に起因して廃棄物の保管・処分等に要した経費については、東京電力ホールディングス(株)に求償していますが、今もなお、一部未払いの経費があることから、これらの経費を賠償の対象とするほか、処理先が確保できず、やむを得ず保管を継続するために要する経費についても、引き続き支払いが円滑に行われるよう、指導を求めるものです。

(2) 除染対策

- 除去土壌については、剪定枝や落葉などの除染廃棄物を含め地域での保管が続いていることから、住民の安全・安心の確保のため、地域の理解を得ながら処分が進められるよう、国の責任において、具体的方法を示すとともに、理解促進のための方策を講ずることが必要です。
- さらに、大雨により保管場所から除去土壌及び除染廃棄物が流出するなどの事案が発生していることから、今後の自然災害から再び被災しないよう適切な防止対策が必要です。
- また、本県では現在でも農作物等から放射性セシウムが検出されており、放射性物質を吸収しやすい水稻や大豆等の作物については、放射性物質の吸収抑制対策への継続した支援が必要です。
- そこで、除染対策を推進し、残された課題に取り組むため、国による迅速かつ責任ある対応を要望するものです。

県所管部課：環境森林部	資源循環推進課
農政部	経営技術課
	畜産振興課

【44】国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政支援等について

所管省庁：文部科学省 スポーツ庁

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会における開催経費の財政支援の拡充を図ること。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策としてPCR検査等を行う必要が生じた場合の仕組みを検討すること。さらに荒天時における開催可否等の具体的判断基準を定めること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）における開催経費について、開催県の財政負担を軽減するため、財政支援を拡充すること。
- 2 「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」により、新たに導入される競技・種目・種別の開催については、開催県に財政負担が生じないように、実態に応じた財政支援を講じること。
- 3 「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく対応により、新たな経費増大が見込まれるものについては、開催県の負担が生じないように、全額を財政支援すること。また、両大会の開催に当たり、感染拡大防止対策としてPCR検査等を求める場合には、国において参加都道府県の医療・検査体制や財政状況などに左右されない新たな仕組みについて検討すること。
- 4 荒天時における両大会の開催可否等の具体的な判断基準を国等において定めること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、令和4（2022）年の第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催に向け、競技会場の整備や大会運営のための諸準備を進めるとともに、「環境への配慮」を両大会の特色に掲げ、県内企業の高い技術力による環境配慮の取組を発信し、県民・企業等の行動変容や実践につながるよう、市町とも連携しながら取り組んでいるところです。
- 両大会については、スポーツ基本法により公益財団法人日本スポーツ協会（全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、国及び開催県が共催するものとされています。
- しかし、両大会の開催に要する経費については、施設基準に基づいた準備を行う会場地市町村に対する財政支援も含め大部分を開催県が負担するなど、多大な財政負担が生じています。

- また、「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」に基づき国体において追加実施される競技・種目・種別についても、開催年における各競技会の開催に加え、開催前年の準備に要する経費などの負担が生じています。
- 加えて、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた基本方針に基づく感染拡大防止対策を行うために、更なる経費の増大が見込まれております。
- 感染の収束が見通せない状況下で、安全・安心な大会運営を行うためには、参加選手、役員等に対する P C R 検査の実施の必要性を検討し、検査の必要性がある場合は、参加都道府県の医療・検査体制や財政状況等に左右されない新たな仕組みについて検討する必要があります。
- さらに、近年頻発・激甚化する台風等に伴う災害が想定される場合など、荒天時におけるより具体的な開催可否等の判断基準が必要となってきました。
- このような状況を踏まえ、「人が育ち、地域が活きる未来に誇れる元気な“とちぎ”」に直結する意義のある「いちご一会とちぎ国体」及び「いちご一会とちぎ大会」を実現するために十分な対策を講じられるよう要望します。

〔県所管部課：国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課〕

【45】 地方大学の振興への支援について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
文部科学省 高等教育局

地域における「知の拠点」として、地域産業の発展に貢献し、地域の将来を支える人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組むなど、地方創生に重要な役割を担う地方大学の振興・機能強化等を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域における「知の拠点」として、地域産業の発展に貢献し、地域の将来を支える人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組むなど、地方創生に重要な役割を担う地方大学について、その振興・機能強化を図ること。
- 2 地方大学が地域の魅力ある中核的な高等教育機関として安定的な運営を確保できるよう、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大など、必要な財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

- 平成30(2018)年11月に中央教育審議会から、18歳人口の減少を踏まえた大学など高等教育機関の将来構想「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」が答申され、大学には「多様性」や「柔軟性」、あらゆる世代が学ぶ「知の拠点」の構築が求められています。
- 本県においても、大学は「知の拠点」として、産学官連携の下、地域産業の発展に貢献するとともに、地域の将来を支える人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組むなど、魅力ある地域づくりの一翼を担い、若者の流出に歯止めをかけるべく地元就職率・進学率の向上に貢献しており、地方創生実現に向けて重要な役割を担っています。
- さらに、県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」において、それぞれが得意分野を持ち寄り、教育・研究はもとより、多方面にわたり地域社会や地元企業との連携に取り組んでいます。
- このような状況を踏まえ、若者の地元定着など地域の課題解決に地域と連携して積極的に取り組む地方大学について、その振興・機能強化の促進や、運営費交付金等の拡充、施設整備・研究投資の拡大などに必要な財政支援の充実を図るよう要望します。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

【46】グリーン社会の実現に向けた取組の推進について

所管省庁：環境省 地球環境局
経済産業省 産業技術環境局
商務情報政策局
資源エネルギー庁

地域の実情に応じた気候変動対策を推進できるよう、気候変動影響による被害の回避・軽減対策や、2050年カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出削減対策など、グリーン社会の実現に向けた支援の更なる充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターが、地域における適応策を推進する拠点としての役割を果たせるよう、技術的支援及び人的支援を一層強化するとともに、体制整備及び運営に対する更なる財政支援措置を講じること。
- 2 地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型の再生可能エネルギーの創出を加速させるため、地方自治体の主体的な取組に対し、十分な財政支援措置を講じること。
- 3 温室効果ガス排出量の削減に向けた普及啓発に対する支援を一層拡充するため、地球温暖化防止活動推進センターに対する更なる支援を行うこと。
- 4 工場間一体省エネルギー事業において、地域の省エネ・省CO₂化を一層推進するため、エネルギーの有効活用を図れるよう制度の柔軟な運用を認めること。
- 5 燃料電池自動車の普及拡大に向けて、水素ステーションに関する法規制のあり方や燃料電池自動車の普及促進策について早期に方針を示すこと。
- 6 太陽光発電施設の適切な導入・管理や事業終了後の撤去・廃棄が適正に行われるよう、FIT法に基づく指導の徹底や改正法により導入される廃棄費用の外部積立制度による確実な撤去など、国が責任を持って行うこと。
- 7 地域の企業、産業支援機関、大学における革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

【提案・要望の理由】

- 本県においては、これまで、温室効果ガス排出削減等対策（緩和策）として、太陽光発電や水力発電、バイオマス発電等再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、高効率機器の導入など省エネルギー対策の推進、また「COOL CHOICE とちぎ」推進チームの設置や栃木県地球温暖化防止活動推進センターなどによる普及啓発に取り組んできました。
- 令和2（2020）年度からは、気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の推進の拠点として、「栃木県気候変動適応センター」を設置し、本県における気候変動の影響と適応に関する情報の収集、分析及び提供並び

に助言を行っていくこととしたところです。

- 地域毎に異なる自然的状況や社会経済状況を踏まえ、地域の実情に応じた適応策を推進するためには、国立環境研究所と地域気候変動適応センターの連携はもとより、膨大かつ多岐にわたる気候変動情報を地域毎に分析して同センターに提供するなど、国による技術的支援の一層の強化が必要となるほか、同センターの技術力向上のための専門人材の派遣等の人的支援が必要です。
- また、地域気候変動適応センターの活動に当たり、地方交付税措置として標準団体あたり職員1名分が措置されているものの十分とは言えないことから、同センターの体制整備や運営に対する一層の財政支援が必要です。
- 一方、緩和策に関しては、昨今の自然災害の増加に鑑み、災害時にも使用できる再生可能エネルギーの創出を加速させる必要があります。また、省エネルギー対策や普及啓発活動に関しても、今後更なる取組が必要となっています。
- 「エネルギー使用合理化等事業者支援事業補助金」は、省エネルギー化を推進するため、エネルギーの相互融通により、複数事業者が一体となつて行う工場間一体省エネ事業を支援しております。地域の省エネ化を推進するためにはエネルギーの有効活用を図る必要がありますが、本補助金を活用した場合、補助事業者以外へのエネルギー供給が認められていないため、省エネ性能に優れたエネルギーの有効活用が課題となっております。
- 本県は、燃料電池自動車及び水素ステーションの導入促進を目指していますが、法規制や多額な建設費などの課題から民間企業参入のハードルが高い状況です。令和3(2021)年6月に閣議決定された成長戦略実行計画に示された水素ステーションの大幅な増設目標達成に向け、本県の取組を加速していくためには、水素ステーションの法規制のあり方や燃料電池自動車の普及促進策について、早期に国の方針を示していただく必要があります。
- また、太陽光発電施設については、操業中の安全管理や事業終了後の施設設備の確実な撤去などについて、地域社会での懸念が生じており、地域との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があります。
- 更に、カーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン成長戦略」の推進のためには、国と地方が一体となった取組が重要であるほか、地方における民間企業の前向きな挑戦・研究開発を支援する環境づくりが不可欠であることから、これに資する制度の創設等も必要であります。
- 以上のことから、地方自治体が地域資源を最大限に活用し、緩和策、適応策を車の両輪とした気候変動対策をより一層推進できるよう、十分な支援を要望するものです。

{	県所管部課：環 境 森 林 部	環境森林政策課
		気候変動対策課
	産業労働観光部	産 業 政 策 課
		工 業 振 興 課

【47】日光国立公園の魅力アップについて

所管省庁：環 境 省 自然環境局
国土交通省 観 光 庁
道 路 局
自 動 車 局

国立公園満喫プロジェクトの更なる推進のため、誘客促進に資する自然公園施設の整備と管理に対し必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染状況を見据え、インバウンド需要の回復に向けて、水際対策の徹底や観光誘客プロモーションの展開等を図るとともに、国内外に向けた閑散期誘客や長期滞在を促進する取組及び交通ネットワーク強化への支援を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 訪日外国人をはじめとする誘客促進に向け、自然公園施設の老朽化対策や国際化対応に必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 2 国立公園へのインバウンド旅行者受入れのため外国語対応ガイド等人材育成や案内機能の強化、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促すための観光メニューの磨き上げ等の取組についても必要な財政支援を行うこと。
- 3 観光地における周遊性やアクセス性を高めるため、交通ネットワーク強化の取組を支援すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据え、落ち込んだインバウンド需要の回復に向けて、水際対策の徹底や国民の不安を払拭するための対策を講じるとともに、観光誘客プロモーションの展開を図ること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、国内外の利用者数が大幅に減少する中、大きく落ち込んだ国内外の観光需要を回復させる取組が求められております。
- こうした中、国では「国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針」において、新型コロナウイルスによる影響前の訪日外国人利用者や国内利用者の復活を掲げています。
- 本県では、令和3(2021)年3月にステップアッププログラム2025を策定し、インバウンド需要の回復等を見据え、引き続き県管理の自然公園施設について案内標識や看板の多言語化、トイレの洋式化等を進めるところです。
- しかし、老朽化した施設も多く更なる整備推進が求められているため、十分な予算を確保した上で、計画的に整備を進めていく必要があります。
- また、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れの回復に向けては、施設整備だけでなく、外国語対応ガイド等の人材育成及びインフォメーション機能施設の運営、そして、新型コロナウイルスに関する水際対策の徹底

はもとより、国民の不安を払拭することなども課題となっています。

- さらに、観光地における道路の渋滞対策など交通ネットワークの強化も必要となっています。
- このため、自然公園施設の整備と管理に対する財政措置及びインバウンド需要の将来的な回復を見据えた各種施策のほか、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促進する取組並びに交通ネットワーク強化への支援を要望するものです。

[	県所管部課：環 境 森 林 部	自然環境課
	産業労働観光部	観光交流課
	県 土 整 備 部	交通政策課

【48】 国際観光旅客税の地方への配分について

所管省庁：国土交通省 観 光 庁

国際観光旅客税について、地方の観光振興に資するよう、自由度が高く創意工夫が発揮できる交付金等により地方に配分すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するため、「国際観光旅客税」を、地方が行う多言語表示の観光案内板等の基盤及び宿泊施設や国立公園等の質の向上等の受入環境の整備に加え、公衆無線LAN（Wi-Fi）等の管理運営費に活用できるようにするなど、地方の創意工夫が発揮できるよう、ハード・ソフト事業の両方に活用できる自由度の高い交付金制度等を創設すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、柔軟な基金造成が可能となるような交付金制度とすること。

【提案・要望の理由】

- 国においては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源確保を目的として、平成31年1月に「国際観光旅客税」を創設し、空港における顔認証ゲートの整備やデジタルマーケティングの実施等に充当されております。
- 一方、本県では、訪日外国人観光客の受入環境整備に向けて、多言語表示の観光案内板や公衆無線LANの整備等に対して支援しているほか、市町等と連携し、観光資源の磨き上げや観光地における二次交通の向上にも取り組み、訪日外国人観光客が快適に過ごせる観光地づくりを進めておりますが、その整備費に加え、管理運営費の負担等も課題となっておりますことから、「国際観光旅客税」を地方の観光振興に資するよう、地方の創意工夫を活かし、ハード・ソフト事業の両方に活用できるような交付金制度等の創設を要望します。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、リーマンショック時に実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような自由度の高い、基金造成が可能となるような交付金制度とする必要があります。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

【49】リサイクル産業の理解促進と高度なリサイクルの推進について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

国内での資源循環を促進するため、リサイクル産業に対する理解促進と、高度な技術を用いた優良なリサイクル業者の活用を促す環境の整備を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国が率先して、リサイクル施設の円滑な新規立地に繋がるよう、リサイクル産業に対する認知度の向上のための取組を実施すること。
- 2 優良なリサイクル業者の育成を図るため、廃棄物等の再資源化においては、高度な技術を用いる業者が優先して活用される措置を講ずること。

【提案・要望の理由】

- 本県では、令和3(2021)年度を初年度として策定した「栃木県資源循環推進計画」に基づき、リサイクル施設等に関する県民理解促進事業を実施するとともに、プラスチック資源循環について、「栃木からの森里川湖^{もりさとかわうみ}プラごみゼロ宣言」や、栃木県プラスチック資源推進条例の制定などの、取組を進めています。
- しかし、依然としてリサイクル産業は、原材料を産み出す素材産業であることの理解が十分得られていないため、このようなイメージの定着に繋がる取組を国が率先して実施し、リサイクル産業の健全な育成が図られる環境の整備を要望するものです。
- また、容器包装リサイクル制度に基づく再商品化については、平成28(2016)年5月31日付け中央環境審議会意見具申において、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指し、再商品化事業者が素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきとされています。
- 上記意見具申を受け、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、ペットボトルリサイクルの在り方が検討されていますが、未だ結論は出ておりません。
- このため、高度な技術を有するリサイクル業者がより有効に活用される措置を早急に講ずること等を要望するものです。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【50】 地方創生及び地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
内閣府 地方分権改革推進室
地方創生推進室
総務省 自治行政局
自治財政局
自治税務局

新型コロナウイルス感染症等の脅威に打ち勝つ力強い地方創生の実現に向け、地方が自主性・独自性を発揮して取り組むために必要な財源の更なる確保に努めるとともに、国においても、地方の現状や課題等を踏まえながら、積極的な施策展開を図ること。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革を、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方と十分協議しながら、強力に推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症等の脅威に打ち勝つ力強い地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより引き続き必要な財源を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の必要な財源の更なる拡充や要件の緩和に努めること。
- 2 国と地方が中長期的な展望のもと、感染症の影響による地域経済の危機を乗り越え、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続するとともに、国においても積極的な施策展開を図ること。
- 3 地方創生の取組を加速化するため、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図れるよう、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方への権限と財源の移譲等、地方分権改革をより一層推進するとともに、「提案募集方式」においては、地方からの提案を真摯に検討し、最大限の実現を図ること。

【提案・要望の理由】

- 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、本県版総合戦略である「とちぎ創生15戦略（第2期）」に基づき、人口減少克服・地方創生に積極的に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大はあらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、地方税の大幅な減収を招くことが予想される中、今後、地方が活力を取り戻し、地方創生の流れをさらに力強いものとしてい

くためには、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮できるよう、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、十分な財源を確保することが必要です。あわせて、まち・ひと・しごと創生事業費及び地方創生関連交付金等の更なる拡充や要件緩和が必要です。

- また、国と地方が中長期的な展望のもと、感染症の影響による地域経済の危機を乗り越えるとともに、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続することが不可欠です。
- さらに、人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、抜本的な少子化対策や地域経済の再生、地方への移住定住政策など、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。
- 地方分権改革は、地方創生の基盤となるものであり、地方の自主的・自立的な自治体運営を確立するためには、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえつつ、事務・権限の移譲とともに、国から地方への税源移譲を進め、地方税財源の充実強化を図る必要があるなど、地方分権改革を、国を挙げて一層強力に推進することが不可欠です。
- また、導入から8年目を迎えた「提案募集方式」は、国が主導するのではなく、地方の発意により地方分権改革を推進する手法であり、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組を一層進めるには、支障事例等が具体的に示されたものを対象とするだけでなく、制度導入の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視するなど、地方からの提案を真摯に検討し、最大限実現する必要があります。

{	県所管部課：総合政策部	総 合 政 策 課
		市 町 村 課
		地 域 振 興 課
	経営管理部	財 政 課
		行政改革 ICT 推進課

【51】 デジタル・トランスフォーメーションの推進等について

所管省庁：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣府 規制改革推進室
総務省 自治行政局
情報流通行政局
総合通信基盤局

デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化を前提とした社会の変革が求められており、行政手続のオンライン化やデジタル・ガバメントの推進に向けて、国が旗振り役となって取り組んでいくこと。

また、5Gの特定基地局整備促進に取り組むこと。

さらに、地上デジタル放送について、全世帯が公平に受信できる体制の整備を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 行政手続のオンライン化の推進のため、原本書類や多くの添付書類を求める行政手続について、所管省庁に対し、制度の見直し等を要請すること。併せて、地方公共団体の取組状況把握に努め、好事例の周知を図ること。
- 2 自治体情報セキュリティクラウドについては、統一的な運用要件や方針を具体例とともに示すこと。併せて、システム標準化やガバメントクラウドを考慮した、今後のセキュリティクラウドの在り方を明示すること。
- 3 5Gの特定基地局について、大都市と地方との偏りがなく速やかに整備されるよう、通信事業者に強く働きかけること。
- 4 共同受信施設により地上デジタル放送を視聴している地域について、施設の更新や維持管理費用に係る補助制度を創設すること、又はこれらの地域でも受信可能な中継局を設置すること。

【提案・要望の理由】

- デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化を前提とした社会の変革が求められており、地方行政においてもそれに合わせた環境整備が喫緊の課題となっています。
- 国においては、書面・押印・対面の見直しについて順次、必要な検討を行い、法令等の改正やオンライン化を進めているところですが、原本書類や多くの添付書類を求める行政手続は、オンライン化の上での障壁となるため、一層の制度見直しが必要です。
- 自治体情報セキュリティクラウドについては、機能要件等が提示されたところですが、具体的な運用要件等は示されていません。また、今後のシステム標準化やガバメントクラウドの導入を見据え、セキュリティクラウドとの連携等を把握するため、全国統一的なセキュリティクラウドの方向性を示すことが求められます。

- さらに、D Xの推進に当たっては、高速大容量・多数同時接続・超低遅延である5 Gは必須のインフラであり、市場原理では整備が遅れる、又は整備されない地方にこそ、早期整備が求められます。
- 共同受信組合を設立し、共同受信施設により地上デジタル放送を視聴している地域は、高齢化等から組合員数の減少や負担感の増加など、運営が危ぶまれているところも多くなっています。全ての世帯が財政負担なく、公平に地上デジタル放送が視聴できる環境整備が求められます。

{	県所管部課：	総合政策部	デジタル戦略課
		経営管理部	行政改革 I C T 推進課

【52】 地方税財源の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局

令和 4 (2022) 年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額等を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和 4 (2022) 年度地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症や超高齢社会への対応、地方創生の推進に係る地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上するとともに、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、今後とも、予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 人口減少等の厳しい状況に置かれている財政力の弱い市町村についても、身近な住民サービスを安定して提供し続けられるよう、十分な財源を確保するとともに、公的資金補償金免除繰上償還の再実施などを検討すること。

【提案・要望の理由】

- 令和 3 (2021) 年度地方財政計画において、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税収の減等に伴い、臨時財政対策債は大幅な増額となっています。しかしながら、本来、財源不足に対しては、地方交付税の法定率の引上げなどにより対処すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立が必要です。
- 本県では、これまで人員削減などの行財政改革を積極的に推進するとともに、「とちぎ行革プラン 2021」に基づき財政の健全性の確保に取り組んでいるところですが、医療・福祉関係経費等の増加などにより、今後も財源不足が見込まれています。
- 本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、医療・福祉関係経費等の増大などにより一般財源は常に逼迫した状況となっています。
- このようなことから、地方が安定的な財政運営を行うために、地方交付税を含め、必要な地方一般財源総額を令和 4 (2022) 年度以降も引き続き前年度を下回らない水準を確保することが不可欠です。

県所管部課：総合政策部 市町村課
経営管理部 財政課

【53】 地方税制度の見直しについて

所管省庁：総務省 自治税務局

社会経済情勢や企業の事業活動等の実情を踏まえた地方税制度とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方税制度の見直しにおいては、引き続き、偏在性が小さく安定的な税体系を構築することとし、地方の歳入に影響を与えないようにすること。
- 2 法人二税については、事業所の判定及び分割基準が行政サービスの受益関係を的確に反映しているか確認し、社会経済情勢の変化に合わせた制度に見直すこと。

特に、従業員が常駐しない太陽光発電施設について、当該施設の所有法人を、その施設が所在する都道府県の課税対象とすること。

- 3 ゴルフ場利用税については、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源であるとともに、7割は交付金として所在市町村に交付され、当該市町村の特有の行政需要に対応していること、特に財源に乏しい中山間地域では貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

【提案・要望の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な税収の減少が見込まれます。また、感染拡大の収束が見通せない中、税収の回復が不透明な状況下にあることから、安定的な税体系を構築することが一層求められます。
- 現行の人的及び物的設備を前提とした事業所の判定及び従業員数等を基礎とした分割基準は社会経済情勢の変化に合わせ見直しが必要であるところ、太陽光発電事業については、県内に無人の発電用固定資産を有する多くの法人に法人二税を課税することができません。その発電用固定資産が無人であることから人的要件を満たさず、事業所と判定されないためです。結果として本店機能が集中する大都市圏に税収が偏在しています。

そのため、無人であっても事業所と判定し、分割基準を電気供給業と同様に固定資産価額にする等、発電用固定資産のみが設置されている場合においても課税対象とするよう、制度の見直しを要望するものです。

〔県所管部課：経営管理部 税務課〕

【54】 地方債制度の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局

安定的な資金確保のため、地方債制度の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が続いている間は、税収減の補填措置のため、減収補填債の対象税目を拡大すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響などにより財政運営がいつそう厳しさを増す中、公共施設等は老朽化が進んでおり、これらの適正な管理や集約化・複合化等が重要であることから、令和3(2021)年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の継続及び対象の拡大を図ること。
- 3 災害復旧事業債について、著しく異常かつ激甚な非常災害等まで至らなくとも、復旧・復興には多くの経費がかかることから、近年、災害が頻発化していることも踏まえ、過年の補助・直轄災害復旧事業への地方債の充当率を、現年と同率とすること。
- 4 地方債の円滑な資金調達に向け、公的資金を確保するなどの支援策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 地方消費税など消費や流通に関わる7税目について、減収補填債の対象税目に追加する措置が、令和2(2020)年度限りとして講じられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている間は引き続き幅広い税目で減収が予想されることから、資金の確保のため、当該措置を引き続き講じるよう要望するものです。
- 公共施設等適正管理推進事業債は、令和3(2021)年度までの措置とされておりますが、老朽化対策や統廃合が必要な公共施設等が累積しており、今後も継続的に多額の経費が必要です。また、公共施設等適正管理推進事業債の対象となっていない庁舎等の公用施設についても、公共施設等と同様に老朽化対策や統廃合の必要があり、対象に加えるよう要望するものです。
- 補助・直轄災害復旧事業は、現年と過年の配分が都道府県では決められないこと、事業内容について現年と過年で差異がないことから、過年の充当率を現年と同率にするよう要望するものです。
- 地方債の安定的かつ円滑な資金調達のためには、公的資金の確保などの支援が必要であり、要望するものです。

〔県所管部課：経営管理部 財 政 課〕

【55】国庫補助制度の運用の見直しについて

所管省庁：総務省 自治財政局
財務省 主計局
農林水産省 大臣官房

国の間接補助事業において、事業実施主体の経営破綻等により補助金の回収が不能となった場合に、国と地方との適正なリスク分担が図られるよう、国庫補助制度の運用を見直すこと。

【提案・要望の具体的内容】

国が地方公共団体を介して行う間接補助事業において、事業実施主体の経営破綻等により補助金の回収が不能となった場合に、補助事業の執行に関して特段責めに帰すべき事情がない地方公共団体に対しては、国庫補助金の返還を免除・軽減するなど、国と地方との適正なリスク分担が図られるよう、国庫補助制度の運用を見直すこと。

【提案・要望の理由】

- 株式会社エコシティ宇都宮を事業実施主体として、国が県、市を通じて実施した間接補助事業（平成 17 年度バイオマスの環づくり事業）に係る財産処分の手続において、エコシティ宇都宮の経営破綻により補助金の回収が困難な状況の中、県は、国から国庫補助金全額の返還を求められました。
- 本事案のような場合に、事業実施主体の経営破綻等によるリスクを一律に地方公共団体のみが負うものとする、地方に過重な財政上の負担が生じることとなり、地方分権の趣旨にそぐわないだけでなく、納税者である地方の住民が過大な負担を被ることになるため、国庫補助制度の運用の見直しを要望するものです。

県所管部課：経営管理部 財政課
農政部 農村振興課

【56】 国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国 土 政 策 局
内 閣 府 大 臣 官 房
国会等移転審議会事務局

今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化及び東京一極集中是正の観点から、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、大規模災害時等における危機管理機能などを有する「キャンプ那須(仮称)」の整備を検討すること。

さらに、ポストコロナを見据えた「分散型社会」の構築に向けて、中央省庁や研究機関・研修機関等の地方移転の更なる推進を検討するとともに、企業の本社機能等の地方移転に対する支援を充実・強化すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国家中枢機能の災害対応力の強化及び東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
 - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設
 - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
 - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
- 3 ポストコロナの新しい社会を見据え、東京圏に集中した社会機能を地方に分散させた「分散型社会」の構築に向けて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進等により、中央省庁や研究機関・研修機関等の地方移転の更なる推進を検討するとともに、企業の本社機能や研究所等、様々な社会機能の地方移転に対する国の支援を充実・強化すること。

【提案・要望の理由】

- 国会における議論の場となっていた「国会等の移転に関する政党間両院協議会」は、平成 17(2005)年 10 月を最後に開催されていません。
- 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を引き起こしました。仮に同規模の震災が東京で発生した場合、国の中枢機能が停止状態に陥ることが危惧されます。

- 中央防災会議において、広範な観点から首都直下地震対策が検討され、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京への一極集中の是正、国政全般の改革といった国会等移転の意義・必要性は、一層高まったものといえます。
- また、「国土形成計画（全国計画）」においても、東京一極集中の是正や国土の災害対応力の強化等に寄与する重要な課題として、記されています。
- こうしたことから、本来の国会等移転の早期実現に向けて具体的な議論が進展するよう、強く働きかける必要があります。その際、国会等移転審議会において、「栃木・福島地域」が候補地として最高評価を得ているこれまでの議論を尊重するとともに、国民に対し移転の意義・必要性を具体的に説明し、その関心を高め、合意形成を図ることが重要です。
- また、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害やテロ、新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化の観点から、「大都市圏への過度な人口集中」に伴うリスクを減少・回避するため、東京とは別の場所に危機管理機能を有する施設を整備しておくことの重要性が改めて認識されました。
- このため、国会等移転のワンステップとして、「自然環境に恵まれ、公有地が確保しやすく、東京にも近い」といった多くの長所を有する那須地域に、「キャンプ・デービッド」のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」を整備することが必要と考えます。
- また、新型コロナウイルス感染症は、東京圏への過度な人口集中に伴うリスクの顕在化やデジタル技術の活用によるテレワーク導入の動きの拡大など、人々の働き方や生活スタイルに対する意識に大きな変化をもたらしました。こうしたポストコロナの新しい社会を見据えた場合、今後は、東京圏に集中した社会機能を地方に分散させた「分散型社会」の構築が重要であり、DXの推進等により、現在移転対象としている政府関係機関だけではなく、更なる中央省庁や研究機関・研修機関等の移転対象の掘り起こしを検討する必要があると考えます。
- さらには、企業の本社機能や研究所等、様々な社会機能の地方移転に対する国の支援を充実・強化することが、地方創生の実現にも資すると考えます。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕